

漁船動力化後の沿岸まき網漁業の展開 —長崎県野母崎地区を事例として—

片岡千賀之*¹, 亀田和彦

The Development of Coastal Purse Seine Fishery after Boat Motorization -Case of Nomozaki District, Nagasaki Prefecture-

Chikashi KATAOKA and Kazuhiko KAMEDA

This paper analyses the development process of coastal purse seine fishery and/or the round haul net fishery, which plays an important role on the rural society, of the Nomozaki District in Nagasaki Prefecture from a socio-economic view point.

The object period between the mid-1920s and the mid-1980 could be divided into several stages.

(1)The Fisheries Experimental Station of Nagasaki Prefecture tested this motorized and innovative fishery technology in the mid-1920s. After the Great Depression, this fishery had developed rapidly up until its peak in the mid-1930s, depending on the local appreciation of fishes and an abundant sardine resource. The highly productive purse seine fishery improved the sardine processing sector.

(2)The Second World War had destroyed this fishery and the related industry by a conscription of boats and crews, a scarcity of fishing materials, and the wartime control.

(3)After the war, this fishery was revived. This was due to the new food security policy, some innovations that increased productivity, and a high inflation rate, caused by a lack of material and the food control plan. There was an even larger rise in the local population, as well as crew members, and workers at the fish processing sector.

(4)With a disappearance of sardines in the 1950s, this fishery and the related industry declined. Trials of advancement into the distant waters by larger boats had failed. Some boats were used for coastal fishery instead supplying sardines for cocked and dried fish processing and supplying mackerel and horse mackerel for the fresh fish market. The boat owners had changed hands and the crews had become order.

(5)During the two decades following the mid-1960s, this fishery became steady due to a great economic progress, rising fish prices and an increase in anchovy, which are more suitable for cocked and dried fish processing instead of sardines.

Key Words : まき網漁業 Purse seine fishery, 揚操網漁業 Round haul net fishery
煮干し製造 Cocked and dried fish processing

1. 本論の目的と背景

1) 本論の目的と対象

まき網漁業（以下、まき網という）は、イワシ、アジ、サバなどを大量漁獲する漁業で、規模が大きく、従業者も多い

うえ、地元の水産加工と結びついて漁村経済を大きく左右する。

本論は、長崎半島の先端に位置する野母崎地区における漁船動力化後のまき網の発展過程を考察するものである。野母崎地区は、かつては西彼杵郡野母村、脇岬村、樺島村、高浜

* 1 長崎大学名誉教授

村の4ヵ村であったが、昭和30年に4ヵ村は合併して野母崎町となり、現在は長崎市野母崎町となっている（図1は昭和34年当時の野母崎町の地図）。

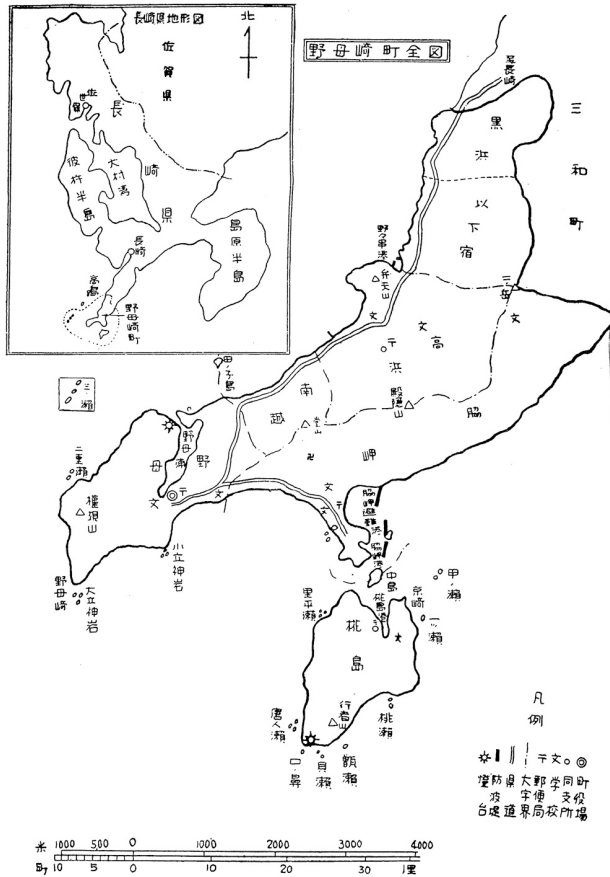


図1 野母崎町の地図 昭和34年

資料：『野母崎町勢要覧 昭和34年刊行』

野母崎地区は、西は五島灘、南は天草灘、東は橘湾に面し、漁業を基幹産業としている。種々の漁業が入れ替わり立ち替わり現れたが、なかでもイワシまき網が昭和年代に発展した。本論の対象時期は、まき網漁船の動力化が始まる昭和初期からいくつかの盛衰を経て小康状態に至る昭和40・50年代までとする。それは、野母崎地区のイワシ漁業が主産地を形成した期間である。同地区のまき網は、野母崎周辺、五島灘で操業する沿岸漁業（以下、沿岸まき網という）として発展し、地元のイワシ加工との結びつきが強い。

長崎県のイワシまき網は、かつては県下全域で営まれ、全盛期の昭和20年代は「あぐり王国」を誇っていた。昭和30年代に、イワシの不漁を契機に、五島（南松浦郡）・奈良尾や北松（北松浦郡）・生月地区などは地元加工との結びつきを断って東シナ海・黄海を主漁場とする遠洋まき網へと発展するが、野母崎地区を含めてその他の地域はまき網から撤退するか、沿岸漁業として留まった。このようにまき網は、同じ長崎県下であっても地域によって、漁法、操業、経営方法、発展方向が異なるので、個別に発展の系譜や地域性を見ていく必要がある。

沿岸まき網に関する歴史研究は乏しい。遠洋まき網に比べると、漁業規模が小さく、操業海域は狭く、資源の状況、資本・労働に地域性が強いという、経営資料を欠くことなどが理由である。遠洋まき網については、遠洋化以前を含めて、金子厚男編『遠まき三〇年史』（平成元年、日本遠洋旋網漁業協同組合）、『遠まき五十年史』（平成22年、日本遠洋旋網漁業協同組合）、金子厚男『金子岩三伝』（昭和62年、金子岩三奨学財団）、金子厚男『館浦漁業協同組合八十五年史』（昭和63年、館浦漁業協同組合）、吉木武一編著『奈良尾漁業発達史』（1983年、九州大学出版会）などがあるが、沿岸まき網については、地域漁業の中核であるにも係わらず、まとまったものがない状態にある。野母崎地区は、まき網の主産地であり、全国的に注目された出来事もあって、関係資料が比較的多いことで対象とした。

本論は、沿岸まき網の資本主義的発展を漁業技術、漁業規模、船団構成などの生産力の変化、経営体・漁労体や生産高の変化、資源変動、漁業政策や制度対応、まき網の経営と労使関係、まき網と地元加工との関係、イワシ加工の変化といった側面から考察することで、この空白を埋めることを目的としている。

本論の構成は、以下、用語の解説、漁船動力化以前の野母崎地区の漁業に触れた後、2. イワシ揚繰網・巾着網漁業の普及と動力化、3. 昭和戦前期の野母崎地区のまき網漁業、4. 戦時統制下の長崎県のまき網漁業、5. 戦後のまき網漁業の復興と不漁、6. 昭和30年代のまき網漁業の衰退と再編成、7. 昭和40・50年代のまき網漁業の小康、8. まき網の漁獲変動と全体の要約、とする。

本論に入る前に、簡単にイワシの漁期と漁法、まき網漁法に関する用語を解説しておく。

(1) イワシの漁期と漁法

長崎県のイワシ漁業の特徴は、漁場が県下全域にまたがっていて広いこと、漁場は産卵場を含むか産卵場と近接していること、漁期が周年にわたることである。イワシは五島灘、天草灘、鹿児島沖で産卵し、孵化・成長するに従い、五島、壱岐、対馬周辺を北上回遊して日本海に入り、成長後、産卵のために再び前記海域へ南下する。

第二次大戦以前の漁期と漁法は、4月～5月上旬はシラス、小イワシを船曳網、地曳網、縫切網などで、6月～8月中旬は小羽イワシを地曳網、縫切網、揚繰網などで、8月下旬～12月上旬は中羽イワシを縫切網、揚繰網などで、12月中旬～4月中旬は大羽イワシを刺網、動力揚繰網などで漁獲した¹⁾。

(2) まき網漁法

縫切網、揚繰網（改良揚繰網を指す）、巾着網はともに漁具分類上はまき網（旋網、巻網）類に属する（縫切網は昭和20年代まで敷網類に分類されていた）。縫切網は有囊類（袋状の魚取部がついている）であるのに対し、揚繰網と巾着網は無囊類である。巾着網は明治中期にアメリカから導入された。網裾の環に通っている締網（締結網ともいう）を締めて巾着の形にして魚群が逃げないようにする。その工夫を取り入れて改良したのが改良揚繰網で、長崎県への導入はともに

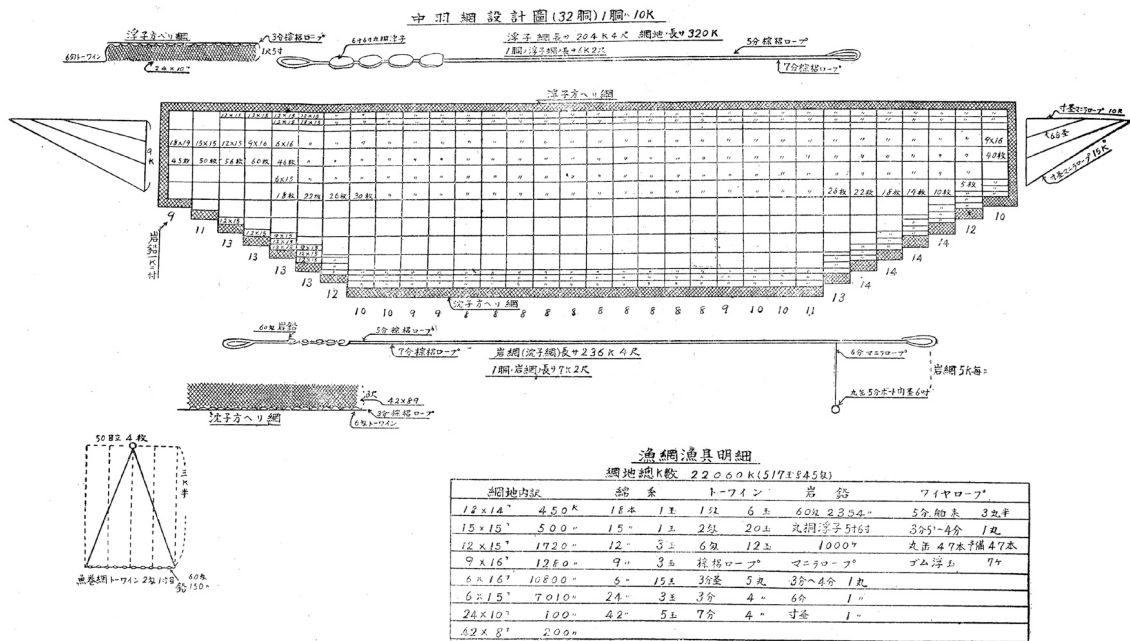


図2 中羽イワシ用の揚繰網（綿糸網）昭和24年

資料：『長崎県鯉揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』（長崎水産新聞社）

明治30年代である。巾着網は網裾に環と締網がついており、かつ揚網中、網が浮き上がるのを防ぐために分銅を用いた。揚繰網にはそうした物はなかったが、次第に締網を用いるようになり、巾着網も機械で迅速に締網を引き、分銅を省略するようになって、両者は区別し難くなった²⁾（図2は昭和24年当時の中羽イワシ用の揚繰網）。行政によって導入・推奨されたものを巾着網、在来漁法を改良したものを揚繰網と呼んだり、イワシを対象とする場合は揚繰網、サバを対象とする場合は巾着網と呼ぶこともあるが、厳格に区別しているわけではない。昭和27年の旋網漁業取締規則以降、縫切網を含めてこれらをまき網と呼ぶようになった。本論でも揚繰網、巾着網、まき網の用語を適宜、併用する。

無動力の場合は和船、または手押しと呼ぶ。動力船（機船ともいう）といえ、網船が動力船であることを指すが、動力曳船（主に運搬船が使われる）によって無動力の網船が曳航されることがある。大正期に曳船方式が始まり、昭和初期に動力船まき網に代わっていく。1艘まきは片手廻し、2艘まきは両手（双手）廻しと呼ぶことがある。無動力の場合はほとんどが2艘まきだが、動力船では1艘まきと2艘まきの両方がある。両者の長短は、1艘まきは操作が簡単で、風浪のなかでも作業し易く、沖合出漁に適している。網は長大になり、1回の操業時間も長い。2艘まきは敏速巧妙に操作でき、地形が複雑なところ、狭隘なところでも操業でき、1回の操業時間も短い。しかし、2隻は緊密な連携を保つ必要があるため、荒天下での操業は困難となる³⁾。

無動力のまき網は小羽・中羽イワシの漁獲に、動力1艘まきは中羽・大羽イワシ、アジ、サバの漁獲に、動力2艘まきはアジ、サバの漁獲に適している。魚種による漁場形成の違い、まき網の機動力の違いによる。

歴史的には、八田網と称される敷網があり、明治に入って

それに両袖（垣網）、袋網が付けられて縫切網（網船は2隻なので2艘まきといえる）に発達した。縫切網は巾着網や揚繰網が導入されるまで長崎県の代表的なイワシ漁法であった。また、明治後期から大羽イワシを漁獲する刺網が普及した。無動力のまき網では遊泳力のある大羽イワシを漁獲できなかった。

大正末に長崎県水産試験場が動力1艘まきを試験して成功したことから、昭和に入ると動力まき網、とくに1艘まきが普及するようになった。1艘まきで大羽イワシを漁獲するようになると刺網は衰退した。まき網の方が一度に大量に漁獲できるし、鮮度が高く、魚体を損傷しないことによる。

1艘まきが普及した後も縫切網は沿岸での操業、煮干し原料の採捕に適していたことから併行して用いられた。

イワシを対象とするまき網は集魚灯を用い、他の沿岸漁業に影響するので、知事許可漁業（明治35年の長崎県漁業取締規則以来）であった。昭和20年代半ばに五島灘のイワシが不漁となって、イワシ、アジ、サバを求めて沖合、遠洋に出漁するようになると、昭和27年に旋網漁業取締規則が制定され、まき網（縫切網を含めて）は知事許可と大臣許可に分けられた。昭和38年には漁業法改正で網船40トンを超えては知事許可と大中小型（大臣許可）に再編成され、現在に至っている。

2) 動力化以前の野母崎地区の漁業

野母崎地区のイワシ漁業は野母村と樺島村が中心で、脇岬村は少なく、高浜村は漁業自体がほとんどない。明治末から大正初期にかけて基幹漁業であった野母村と脇岬村のカツオ漁業及びカツオ節製造が消滅し、それに代わってカツオ漁業者を中心に、脇岬村はサンゴ採取、野母村はイワシ漁業が発達した。イワシ漁法は、縫切網から揚繰網に転換し、従来よ

りは沖合で操業し、漁獲能率が向上した。なかには動力曳船を使用するケースも現れた。イワシ漁業の中心地は野母村で、脇岬村はサンゴ採取に失敗した打撃が大きく、まき網への転換が遅れた。樺島村は他村からの出漁船の水揚げに依存したイワシ加工が発達した。この他、大羽イワシを対象とした刺網は明治30年代後半に盛んになった。刺網は家族経営として営まれ、漁獲物は目刺しなどに加工した。無動力の縫切網、揚繰網は機動力が低く大羽イワシを漁獲することができなかった。

水産加工はカツオ節製造が衰退し、イワシ加工が中心となった。その内容も肥料（干鰯）向けが衰退し、食用向けの煮干し、目刺し、丸干し製造が急成長を遂げ、家庭内副業が普及し、専業の加工経営体も出現した。樺島村は目刺し加工に特化し、その積み出しのために阪神地方から汽船が回航された。

2. イワシ巾着網・揚繰網漁業の普及と動力化

長崎県は、明治32年にイワシ巾着網（和船双手巾着網）を調整し、5年間、民間に貸し出して試験操業を行った。イワシ漁業の中心であった縫切網は、小羽イワシやカタクチイワシの漁獲に限られるのに対し、巾着網は中羽イワシ、ウルメイワシも漁獲することができるし、1統あたりの船数、乗組員数も少なく済む。縫切網が6、7隻、40～45人であるのに対し、巾着網は5、6隻、36～40人であることから、縫切網を巾着網に仕立て直すか、あるいは新規着業者が現れるようになった⁴⁾。なお、改良揚繰網が長崎県に導入されたのは明治38年の北松・生月が最初で、巾着網と併行して普及していく。野母村に巾着網が導入されたのは明治41年のことで、元カツオ釣り漁業者によってである⁵⁾。明治42年10月の新聞は、樺島沖にイワシ巾着網漁船40統余が集結し、盛んに操業していると報道しており⁶⁾、巾着網の普及状況が推察できる。

1艘まき（機船片手廻し巾着網）は朝鮮海のサバ漁で始まり、それが内地へ波及する。長崎県では明治43年からサバ巾着網の朝鮮海出漁が始まり、大正3、4年から動力曳船方式となった。大正7年に片手廻しが始まり、12年にイワシが来遊するようになってサバ巾着網はイワシ巾着網へと転換した。一方、長崎県のイワシ漁業は第一次大戦期の魚価高騰に刺激されて急増したが、戦後になると一転、魚価の低落と乗組員が多いことで経営難となった。その対応として長崎県水産試験場は大正11～15年度に片手廻し巾着網の試験操業を行った。巾着網の構成は網船1隻（31トン・60馬力）、灯船2隻、運搬船1隻、伝馬船1隻、乗組員32人で、網は長さ165尋、高さ42尋であった。試験操業では併せて電気集魚灯の使用、網染めの改良も行った。

従来の巾着網、縫切網の漁期は7～12月の半年間で、1～4月は大羽イワシを漁獲するには専ら刺網を使用した。刺網は操業が簡単で小資本で営むことができるが、鮮度、歩留まりに遜色があって製品価値が低くなるという欠点があった。片手廻し巾着網で漁獲すれば鮮度、歩留まりは高くなる

し、巾着網の周年操業が可能となる⁷⁾。漁船の動力化は手漕ぎの重労働から解放し、漁場往復の時間も短縮する。漁場の拡大も可能となり、少々の時化でも出漁することができる。

経営見積りは、従来の巾着網、縫切網の漁獲高を6,000円とすると漁労経費（大仲経費、沖経費、仲持経費ともいう。漁労の直接経費）2,000円を引いた残りを船主（網主ともいう）と乗組員（漁夫、船子、網子ともいう）で折半すると、船主は船主経費（減価償却費など船主が負担する経費）が2,000円かかるので利益はゼロ、乗組員は55人とすれば1人あたり配分は36円余となる。それが片手廻し巾着網であれば、同じ漁獲高でも漁労経費は1,750円で済み、船主は船主経費を引いても150円の利益が得られ、乗組員は28人になるので1人あたり配分は60円余となる。実際の漁獲高は片手廻しは機動力があって、出漁日数が延びるし、漁場を選べるので増加し、船主、乗組員の配分はさらに高くなる、とした。

試験操業は、壱岐、樺島村、五島を根拠地として、無動力船の場合より沖合の距岸20カイリ沖で実施された。まれにみる不漁であったが、乗組員半減、漁獲能率の向上、漁労経費の削減を実証することができた⁸⁾。

県下の片手廻し巾着網の普及状況を見ると、最初の起業者は樺島村の者で、県の造船奨励金の交付を受けて大正14年に漁船を建造している。だが、船体が小さく、漁網は不完全で、乗組員も不慣れなことから2、3年で中止されてしまった⁹⁾。同年、西彼杵郡式見村（現長崎市）でも着手する者が出た。両船とも不漁でみるべき成績をあげていない。式見村の船は翌年、大羽イワシを狙って好成績を収めた。これに刺激され、昭和2年度には起業者が続出し、十数隻となった。漁船は17トン・30～40馬力、乗組員は25人ほどである¹⁰⁾。

網染めの改良としてコールタール染めを行った。染料として一般に使用されているカッチ（タンニンを含んだ樹皮から抽出したエキス）は、海水に溶出するので度々染めなければならぬし、網干しの必要があって、手数と費用がかかる。コールタールは粘着性の液体なので、カッチ染めのように簡単ではないし、設備などに相当経費を要する。また、この染料を使うと網の重量が増し、沈降は早くなるが、揚網には時間がかかる。それでも2年間は網染め、網干しが不要なので、それに要する経費、労力は大幅に削減できる。ただ、コールタール染めはイワシなどを目的とする細い糸、細い網目のものには不向きで、その普及は遅れる。

試験操業では集魚灯として電気集魚灯を使った。集魚灯としては石油集魚灯やアセチレンガス灯が普及していたが、電気集魚灯は取扱いが簡単で、光力は強く、一定であることから集魚効果が高いうえに（従来不可能であった大羽イワシも集魚できる）、経費は石油集魚灯に比べてはるかに安い。ただ、集魚灯1台の購入費は石油が100～150円なのに、電気は800円と高かった¹¹⁾。

電気集魚灯は昭和5年以降、動力巾着網の普及とともに使用されるようになった。昭和8年から電気集魚灯に対する規制が始まり、灯船は2隻以内、発電機は1.5馬力以内、光力は800燭光以内、沿岸から800間以内は操業禁止となった。昭和10年頃には全業者が電気集魚灯に切り換えている。昭和12

年に光力規制は原動機4馬力、発電機1kw、1,000燭光に緩和された¹²⁾。

3. 昭和戦前期の野母崎地区のまき網漁業

1) 動力まき網漁業の拡大

まき網の漁船動力化は二段階を踏んだ。一段目は、大正初期、動力曳船によって網船を曳航するもので、野母村に普及したのは大正3、4年のことである。二段目は大正末から昭和初期にかけての網船の動力化で、野母崎地区では昭和5年に樺島村、野母村が始めている。

長崎県の動力まき網は昭和5年92統、10年120統、15年275統と急速に増加した。一方、無動力は昭和2年の270統から15年の105統に減少して、この期間にまき網の動力化が進展した¹³⁾。

昭和3年の野母村のまき網は揚繰網6統、巾着網7統、縫切網2統、縛り網1統で、全て無動力であった¹⁴⁾。それが、昭和5年に大羽イワシの漁獲で好成績をあげていた北松・生月から動力揚繰網を導入した。

表1は、昭和8、10、14年の野母崎地区の動力揚繰網(1艘まき)漁船一覧である。昭和8年は野母村8隻(1艘まきなので漁労統数と同じ)、脇岬村3隻である。野母村は10トン前後・15~20馬力が中心で、建造費は2,000~3,000円であった。脇岬村は16~25トン・35、50馬力と大きく、建造費も7,000~8,000円と高い。脇岬村は動力揚繰網こそ3隻だが、機船底曳網は24隻あって、サンゴ採取からの再転換は機船底曳網に向かっている。樺島村は動力漁船がなく、大正14年、昭和5年に創業したものは破綻していた¹⁵⁾。

昭和10年末は野母村7隻、脇岬村1隻、樺島村9隻となった(野母崎地区を根拠地とする地元外船を含まない)。野母村、脇岬村が減少したのに対し、樺島村は一挙に9隻となった。樺島村は昭和恐慌期に外来船(近隣のまき網漁船による水揚げ。根拠地を置く地元外船とは別なことが多い)の水揚げが減少して、加工業者らによって原料確保、漁村経済立て直しのため、共同経営でまき網を興している。まき網の創業は、煮干し製造の興隆でもあった。漁船規模は15~19トン・50~60馬力で、建造費は4,000~7,000円であった。その他、野母村に動力運搬船2隻があり、鮮魚を運搬していた¹⁶⁾。

昭和14年は野母村8隻、樺島村7隻で、10年と統数はほぼ同じである。脇岬村は1隻から2隻に増えたが、根拠地を長崎市に置いたので、地元はゼロとなった。漁船規模もほとんど変わっていない。

野母村の状況を見ると、動力片手廻しになって冬(大羽イワシ)も操業するようになった。また、動力運搬船でイワシを長崎魚市場まで運ぶようになった。長崎魚市場にイワシ専用の水揚げ場ができたのは昭和10年のことである。イワシの最盛期(10~12月)には地元外船と合わせて24、25統が野母村を根拠とした。村の総勢がイワシ漁業かイワシ加工に従事し、盛漁期には五島や壱岐から漁夫160人が雇用されてきた(彼らは船上で生活)。地元船は梅雨時を除いて周年操業するが、地元外船は盛漁期にのみやってきた¹⁷⁾。船団は、網船1隻(19トン・70~80馬力、20~23人乗り)、母船1隻(運搬船、10トン内外・15~20馬力、7、8人乗り)、灯船2隻(和船、各8~10人乗り)、計4隻、43人前後で構成されている。

樺島村は、大正14年以来、動力揚繰網を興す者が現れたり、

表1 昭和8、10、14年の野母崎地区の動力揚繰網漁船と船主

村名	昭和8年			昭和10年末			昭和14年		
	漁船名	トン・馬力	船主名	漁船名	トン・馬力	船主名	漁船名	トン・馬力	船主名
野母村	第2権現丸	12・20	岩永要七	第5権現丸	19・55	同左	同左	同左	同左
	第3 "	7・15	岩永要八	第3熊野丸	17・50	同左	同左	同左	同左
	熊野丸	12・20	"	倉栄丸	10・15	原田倉松	万盛丸	12・60	蔵本龍松
	第2熊野丸	9・15	"	神祐丸	15・50	松田仙市	大漁丸	17・60	濱田重松
	寅吉丸	9・15	河原康男	昭生丸	15・70	梅田喜平	第2昭生丸第2	17・80	同左
	千力丸	19・60	山本千吉	第2千力丸	同左	同左	千力丸同左	同左	同左
	神力丸	17・40	柴原力太郎	第5千力丸	17・60	同左	第3千力丸	同左	同左
	第2蛭子丸	9・20	岩永平治					15・50	柴原伝次
脇岬村	願幸丸	16・35	田畑久松	第1天祐丸	18・60	江濱末重			
	共栄丸	25・50	吉田久松						
	豊漁丸	19・50	高比良二郎						
樺島村				第1鳳洋丸	19・60	漁業組合	同左	同左	笹山小八
				第2 "	"	"	同左	同左	松本常弥
				第3 "	13・50	松本兄弟商会	同左	19・80	同左
				第5 "	19・80	"	第7鳳洋丸	14・60	笹山小八
				大鳳丸	19・60	峰光之助	同左	同左	同左
				敬神丸	15・50	小林商店	同左	同左	同左
				福盛丸	16・50	小川一雄	同左	同左	同左
				光栄丸	17・60	黒川辰右エ門	長生丸	13・70	田崎竹松
			光洋丸	13・8	岩崎光次				

資料：昭和8年は、『昭和八年版 動力附漁船々名録』(農林省水産局)416、417頁。

昭和10年末は、農林省水産局『動力附漁船々名録』(昭和12年、東京水産新聞社)564、565頁。

昭和14年は、『鯉揚繰網漁業ニ関スル調査書(一)』(昭和14年12月、農林省水産局)70、71頁。

表2 昭和14年の長崎県のイワシ揚繰網漁業

市郡別	統数	主な漁業地、操業形態、網船の動力化、網船の規模、乗組員数など
長崎市	23統	ほとんどが動力1艘まき。中部悦良9統、高田萬吉3統。17トン・80馬力、40～45人乗り。
佐世保市	1統	
北高来郡	9統	1艘まき。無動力が多い、29人乗り。動力船は2艘まき、35人乗り。
南高来郡	19統	小浜町8統。1艘まき、無動力、40人乗り。
西彼杵郡	42統	瀬戸町7統、樺島村7統、野母村8統、式見村8統。1艘まき。樺島村と野母村は動力、瀬戸町と式見村は無動力。樺島村は15～19トン・60～70馬力、41～43人乗り、野母村は15～19トン・50～60馬力、38～42人乗り、式見村は無動力、51～57人乗り。
北松浦郡	77統	生月村35統、大島村10統、平戸町10統。1艘まき、2艘まき、動力と無動力が混在。生月村は15～19トン・50～60馬力、35～36人乗り。
南松浦郡	59統	奈良尾村31統、若松村13統、青方村6統。1艘まきが大部分、奈良尾村は動力、青方村は無動力、奈良尾村は16～19トン・50～80馬力、42～43人乗り。
壱岐郡	8統	無動力が多い。無動力は30人乗り、動力は35人乗り。
対馬	15統	琴村11統。1艘まき、17～19トン・60～70馬力、30～33人乗り。

資料：前掲『鯉揚繰網漁業ニ関スル調査書（一）』62～80頁

注：漁獲高は昭和12年。動力か無動力かは網船についてで、網船が無動力でも附属船は動力船のことが多い。

外来船もあったが、昭和5年は不漁で途絶え、無動力揚繰網もなくなった。昭和6年になると漁業組合が2統を創業した。続いて水産加工業者らが「共同船」を建造した。この「共同船」は昭和恐慌による打撃と不漁によって昭和8年には個人経営になった。

表2は、昭和14年の長崎県下のまき網を市郡別に示したものである。合計253統を数える。県下各地に分布しているが、北松浦郡、南松浦郡、西彼杵郡、長崎市に比較的多い。長崎市の中部悦良（林兼商店）、高田萬吉が多統経営者で、他はほとんどが1統経営である。両人は以西底曳網経営者であり、まき網の根拠地を野母村や式見村に置いた。1艘まきと2艘まき、網船の動力と無動力が混在しているが、ほとんどが1艘まきで、網船が無動力であっても附属船（とくに運搬船）は動力船となっている。動力船の場合、多くは15～19トン・50～80馬力、乗組員は32～43人で、漁獲高は1万円を超えるものが多い。無動力船の場合、乗組員数は地域差が大きく、漁獲高は高くして数千円である。西彼杵郡の揚繰網は、五島灘に面した瀬戸町や式見村と野母崎地区に多いが、前2地区は無動力船、後者は動力船と対照的である。運搬船は1、2隻で、5～20トン・5～20馬力である。乗組員は野母村が38～42人、樺島村が41～43人、漁獲高は野母村が3、4万円、樺島村が1、2万円である¹⁸⁾。

2) イワシ加工業の発展

イワシ加工は野母村と樺島村が中心であった。野母村では、昭和初期は丸干しと目刺しの生産が主で、干鰯の生産は減少し、煮干し加工が急増していた。家庭内副業生産から専業の加工業者による生産へと進展し、加工組合も結成された。野母村漁業組合は昭和9年からイワシ製品の共同販売を始めた。従来、加工業者は仲買人（問屋）と直接取引をしており、仲買人から仕込みを受けていたので、価格が一方向的に決められていた。そうした販売体制を漁業組合が集荷し、仲買人を集めて入札にかける方法に変えたのである。昭和10年代になると、煮干し加工が飛躍的な発展を遂げた。干鰯は

ほとんど作られず、代わりに鰯粕製造が増加した。その他には丸干し、燻製品（削り節）、缶詰などがあった¹⁹⁾。

樺島村のイワシ加工の最盛期は大正時代で、村内には目刺し製造の改良発展を目的とした2つの同業組合ができた。目刺し製造は全村民が副業とした。目刺しの輸送のため尾崎、深川、大阪商船などが直接本港へ回航するようになった。煮干し製造も盛んとなった。イワシは船主と加工業者との直接取引で、多くは取引相手は決まっていたが、少しでも多くのイワシを手に入れようと加工業者は船主の間を奔走した。煮干しは仲買人が買い上げ、大阪へ直送した。煮干し加工への出稼ぎは天草、西彼杵郡三和村（現長崎市）、五島の人が多く（工場に住み込み）、最盛期には島の人口は3倍に膨れあがった。3～6月は水揚げが少ないので地元民だけでやった。煮干し加工の他には干鰯や鰯粕も製造した²⁰⁾。

4. 戦時統制下の長崎県のまき網漁業

太平洋戦争の開戦以降、長崎県ではまき網漁船が徴用され、大型優秀船はその大半を失い、まき網漁業は壊滅の危機に陥った。残った漁船も青壮年の徴用によって中心となる働き手を失い、操業の危険、漁業用資材の欠乏もあって休業、あるいは他の小漁業への転換を余儀なくされた。

大戦下のまき網漁業の動静を漁業用資材、水産物の出荷配給、賃金や操業統制の面から述べる。

長崎県の揚繰網漁業者は昭和16年2、3月に県と農林省に対して漁業用燃油の増配を陳情した。揚繰網100馬力漁船の1ヵ月の燃油消費量は54リットルなのに配給はその3分の1に過ぎない、そのため漁獲量が減少している、と訴えた²¹⁾。昭和18年5月にも、長崎県水産会らが農林大臣に燃油の増配などを陳情した。それによると、揚繰網は漁業用資材の極度の規制、とくに燃油の規制強化で操業日数が月平均5日に激減した。また、資材、賃金などの諸経費が高騰しているとして、燃油の増配と公定魚価の引き上げを要請した²²⁾。

水産加工品の統制については、昭和16年7月に長崎県水産

物販売統制規則が制定され、各漁業組合は地区の水産加工品を全て集荷し、知事が指定した集荷機関＝長崎県漁業組合連合会（県漁連）へ出荷し、県漁連はそれを仲買人に対して入札または相対売りをすることになった。漁協の共同販売所での販売も認められた²³⁾。

鮮魚介の統制は、昭和16年9月に長崎県鮮魚介配給統制規則が制定され、県が指定する陸揚げ地の指定集荷場（野母崎地区は野母村漁協、樺島村漁協、脇岬村漁協の各共同販売所）に水揚げし、指定陸揚げ地ごとに出荷計画を策定し、県指定の消費地市場（長崎地区は長崎魚市場）に出荷するようにされた²⁴⁾。

水産物統制に対して長崎県水産会はイワシの公定価格に関する要望を出している。その内容は、煮干し価格はサイズによって差があるのに生イワシの価格は同一であるため不均衡が生じており、煮干し価格に合わせて生イワシの価格を引き上げること、ウルメイワシとマイワシの煮干し価格は同一だが、実態はウルメイワシの方が原料、製品ともに高いので、是正を求める、ものであった²⁵⁾。

まき網の統制団体として、昭和16年5月に長崎県揚繰網漁業組合が誕生した（翌17年5月に長崎県揚繰網漁業統制組合と改称）。漁業用資材の統制、乗組員・労賃の統制、操業の統制、漁船漁具の統制、企業合同などを目的とした。この統制組合が申請した賃金協定を県は昭和18年6月に認可している。その内容は地域によって幾分異なるが、長崎市及び西彼杵郡に適用されるものは、動力揚繰網の場合、月ごとに漁獲高から漁労経費を引いた残りの4割を乗組員の配分とする。乗組員内では職階に応じて船頭（漁労長）2.0人前以内、網船の船長1.8人前以内、網船機関長1.7人前以内、副船頭1.6人前以内、母船船長・副船長・漁夫長・母船機関士1.5人前以内、灯船機関長・本船見習い機関士・灯船とも押し（船尾での櫓漕ぎ）1.3人前以内、その他漁夫1.0人前として配分する。最低保証給を20円とする。無動力揚繰網と縫切網の場合、漁獲高から漁労経費を引いた残りの6割を乗組員の配分とし、船頭2.0人前以内を最高とし、副船頭1.5人前以内、灯船とも押し・灯船機関士・曳船発動機船船頭1.3人前以内、その他漁夫1.0人前とする。最低保証給はないが、現物給として1人1日あたりイワシ2升以内を支給、としている²⁶⁾。

また、組合が決めた操業統制は、出漁区域を定め、灯火管制下の集魚灯は水中集魚灯を使う、光力は500燭光とする、ラジオ受信機を設備する、地域ごとに船団を組織し、相互扶助、警戒伝達、連絡に万全を期す、としている²⁷⁾。

大戦下の野母崎地区のまき網漁業、イワシ加工の状況を具体的に示す資料は見つかっていない。野母崎地区の4漁業組合は昭和12～14年に協同組合となり、主に共同販売事業を行った。さらに水産業団体法によって昭和19年7月に漁業会となった。漁協・漁業会への水揚げ高は、脇岬村の揚繰網は昭和19年533トン、20年296トン、樺島村の鮮魚介は昭和18年度7,331トン、19年度3,529トン、20年度3,390トンと、大戦末期に激減している²⁸⁾。

野母村の水産加工は、メ製製造に代わって丸干しが増えており、食用向けが重視された。昭和19年になると徴用で労働

力が不足し、漁業も衰退して加工業も沈滞した²⁹⁾。

5. 戦後のまき網漁業の復興と不漁

1) まき網漁業の変動

戦後、漁業用資材や水産物の統制を受けながらも、長崎県のまき網は食糧増産政策とイワシの豊漁に支えられて急速な復興を遂げ、「あぐり王国」を形成した。昭和20年代後半は統制が撤廃されて、市場経済体制に戻るもののイワシの不漁で一転、崩壊し始め、一部は沖合出漁に活路を求めた。野母崎地区の各村漁業会は昭和24年に各村漁協に改組され、統制団体から共同販売、共同購買、漁業金融を担う民主団体に変わった。

戦後、政府の食糧増産政策によって漁船建造が促進され、復興金融公庫による低利資金の貸し付け、地元民間金融機関の漁業への積極的融資、漁業用資材の優先割当てなどにより、まき網は急速に復興した。漁業用資材について、県下揚繰網の重油の必要量と割当量は、昭和22年9月が962kl（キロリットル）と150kl、10月が552klと145klで、全く足りなかった³⁰⁾。重油の配給はリンク制（出荷高に応じた配給）で出荷高3,000貫に1klの割合であったが、昭和23年11月から2,500貫に1klの割合に緩和された。このリンク制は昭和24年10月まで続き、その後、27年7月の統制解除まで基本割当て制によって配給された。漁業用綿糸の配給は基本割当て制で、昭和26年7月の統制撤廃まで続いた。

物資の統制と同時に公定価格が定められたが、闇取引が横行した。闇魚価も高かったが、闇資材はそれよりもはるかに高かった。例えば、昭和23年の闇価格は公定価格と比べて鮮魚は2.7倍、漁網は10.6倍であった。リンク制を通じて安い資材を入手しうる程度に漁獲物を出荷して、あとは闇に流して利益をあげた。だが、鮮魚の闇価格が公定価格を大きく上回ったのは昭和23年4、5月までで、6月からはいわゆる魚価の「公定割れ」も発生し、漁業者の闇利得はなくなった³¹⁾。

生鮮魚介類の出荷割当てを昭和25年3月（統制最後の月）でみると、野母村50万貫（1,875トン）、樺島村30万貫（1,125トン）、脇岬村25万貫（938トン）で、出荷先は長崎、福岡、熊本、加工向けが全体の7、8割を占めた。その他も地理的に近い島原半島、佐賀などである³²⁾。翌月から水産物配給及び価格統制は全面解除となった。

統制期は野母村と長崎魚市場との価格差が小さいため野母村水揚げが多かったが、統制撤廃後は価格差が広がり、長崎水揚げが大幅に伸長した。野母村の鮮魚運搬船は統制期には熊本、佐世保、鹿児島方面に輸送していたが、統制撤廃後は漁獲の減少もあってほとんど休業状態となった³³⁾。

表3は、昭和20年代の野母崎地区のイワシ、アジ、サバ漁獲高の推移を示したものである。イワシの漁獲が圧倒していたが、昭和24年の5万トン、10億円をピークに、その後は激減した。代わってアジ、サバの漁獲が増加し、昭和29、30年は両魚種を合わせた漁獲高がイワシのそれを上回るようになった。昭和20年代後半のイワシ不漁で、一部の漁船が漁場を沖合化してアジ、サバを狙った結果が示されている。また、

表3 野母崎地区のイワシ、アジ、サバの漁獲高及び煮干し製造高の推移

	イワシ		アジ		サバ		煮干し	
	トン	百万	トン	百万	トン	百万	トン	百万
昭和22年	28,669	138	2,741	37	1,841	25	1,613	83
23年	30,266	410	1,301	44	964	33	1,628	92
24年	49,736	953	4,241	128	2,509	75	2,464	148
25年	22,020	390	791	21	596	16	1,118	81
26年	25,110	683	626	21	428	15	1,920	163
27年	17,373	368	4,144	88	2,576	56	649	45
28年	22,118	373	5,081	84	2,576	53	1,854	60
29年	18,559	477	13,523	349	6,938	176	1,035	98
30年	11,003	291	9,116	237	4,740	123	499	41

資料：『野母崎町勢要覧 昭和31年』65～68頁

注：数値は漁協調べによる。昭和22年、23年の脇岬村の漁獲高の数値を欠く。煮干しは野母村と樺島村（昭和22～26年）の数値。

価格はどの魚種も統制期には著しく高騰したが、統制解除とともに一時的に下落した。その後、イワシの価格は漁獲減少で高水準に戻り、アジ、サバの価格は反対に漁獲増加で低迷している。

各村ごとにみると、野母村が最大で、昭和24年のイワシ漁獲高は29千トン、6億円をあげていた。また、昭和20年代前半はアジ、サバの漁獲でも大半を占めていた。脇岬村は、昭和24年のイワシ漁獲高は7千トン、1億円であったが、イワシ不漁後はアジ、サバの漁獲に向かうことなく、急速に減少し、30年にはほとんどなくなった。まき網から撤退し、沖合一本釣りへの転換を図っている。樺島村はイワシの漁獲に固執していて、昭和20年代後半まで増えるが、30年には急落し、代わってアジ、サバが増えた。

まき網の統数は、昭和22年11月現在、甲種揚繰網（15トンを境に甲種と乙種に分けられた）は、野母村8統（地元船6統、地元外船2統）、脇岬村4統（3統と1統）、樺島村13統（11統と2統）、計25統（20統と5統）であった。戦後2年余で戦前水準を凌駕している。地元外船とは野母崎地区を根拠地とするものをいう（野母崎地区に水揚げするかどうかとは別）。漁船規模は19トン・焼玉機関80～100馬力が多い。樺島村は数名からなる共同経営が多い。多統経営体は少なく、多くは1統経営である。乙種揚繰網、及び大型縫切網（5トンを境に大型と小型に分けられた）はないが、小型縫切網が脇岬村を中心に11統ある。揚繰網船主の縫切網兼営は少ない³⁴⁾。

前述の昭和14年と比べると、統数は地元船も地元外船（昭和14年は示されていない）も増えた。漁船規模はいくらか大型化、高馬力化しており、戦後、建造、改造されたことを示している。船主名、漁船名を比較すると多くは一致し、継承は明らかである。

表4は、漁獲高がピークとなった昭和24年の長崎県のイワシ揚繰網と縫切網の統数を根拠地別に示したものである。昭和14年のイワシ揚繰網253統と比べると330統にまで増えたし、動力船が3分の2を占めている。その他、縫切網は226統ある。地域によって動力1艘まき、2艘まき、無動力揚繰網、大小縫切網の統数に特徴があるが、西彼杵郡は揚繰網は動力1艘まきが大部分を占め、動力2艘まきはない。これら

表4 長崎県と野母崎地区のイワシ揚繰網及び縫切網の根拠地別統数（昭和24年6月現在）

市郡	動力1	動力2	無動力	大型	小型	計
	艘まき	艘まき				
長崎市	2	1	0	7	4	14
諫早市	0	0	1	0	0	1
大村市	0	0	0	0	1	1
佐世保市	0	0	0	0	7	7
北高来郡	0	0	2	0	0	2
南高来郡	0	0	25	1	2	28
西彼杵郡	66	0	12	9	31	118
野母村	23	0	0	0	0	23
脇岬村	8	0	0	0	13	21
樺島村	12	0	0	0	2	14
北松浦郡	9	27	47	30	95	208
南松浦郡	79	0	10	21	11	121
壱岐	1	3	6	5	1	16
対馬	23	16	0	1	0	40
計	180	47	103	74	152	556

資料：『長崎県漁業概況 昭和二十四年十月現在の現勢』（長崎水産新聞社）前18、19頁。

揚繰網統数は根拠地別であって、経営体の住所別（昭和14年）とは違う。そのため、昭和14年に長崎市に23統の揚繰網があったが、この表では西彼杵郡（野母村や式見村）を根拠地としているため、少数となっている。

野母崎地区をみると、動力1艘まきと小型縫切網の2種類だけである。長崎市などから根拠地を移していることもあって統数が多い、脇岬村にも揚繰網があり、小型縫切網が集中している、ことがわかる。

表5は、昭和24年の野母崎地区の動力揚繰網漁船の一覧を示したものである。この他、脇岬村を中心に小型縫切網が15統あった。動力揚繰網はすべて1艘まきで、野母村24統（地元船6統、地元外船18統）、脇岬村9統（5統と4統）、樺島村13統（12統と1統）、計46統（23統と23統）である。昭和22年と比べると、統数は2倍近くに増え、なかでも地元外船の増加が著しく、地元船と同数になった。野母村が最も多いが、その大半は地元外船であるのに対し、樺島村はほとんどが地元船である。地元外船の大部分は長崎市の経営体のものである。漁船規模は地元船、地元外船とも19トンと30トン級の2階層で、馬力は100馬力前後である。30トン級が半数を占めるようになった³⁵⁾。

地元外船、とくに長崎市のものには以西底曳網を主体とする経営体が多い。野母村に根拠を置く長崎漁業（株）、興洋漁業（株）、高田萬吉、才川水産（株）、藤中商店、山田吉太郎（山田屋）、田口長治郎、脇岬村に根拠を置く吉田商會がそれである。戦前においても以西底曳網企業が揚繰網の根拠地を野母崎地区に置いた例はあるが、戦後、揚繰網との兼業が拡がり、地元外船の急増となった。

このうち長崎漁業と興洋漁業は大洋漁業（株）の系列会社である。戦時中、西大洋漁業（株）（林兼商店を中心とする統制会社。戦後、大洋漁業となる）のまき網は、野母村を根拠地に3統あったが、漁船員の徴用などで操業を中断することが多かった。終戦直後に操業を再開し、野母村根拠5統、式

表5 野母崎地区根拠の動力揚繰網漁業の許可
(昭和24年11月現在)

村	網船の船名	網船の トン・ 馬力	船主 住所	船主名
野母村 24統	魚生丸・7隻	19・100	長崎市	長崎漁業(株)
	興漁丸・2隻	37・96	〃	興洋漁業(株)
	万生丸・2隻	33・100	〃	高田萬吉
	第1元幸丸	55・130	〃	才川水産(株)
	第5大黒丸	32・100	〃	(株)藤中商店
	第51共和丸	19・100	〃	田口長治郎
	第1水星丸	19・100	〃	協同漁業(株)
	第1長洋丸	31・110	〃	山田吉太郎
	第7深堀丸	36・120	深堀村	古瀬国太郎
	第2熊野丸	35・100	〃	山崎安勝
	第5千力丸	35・120	野母村	柴原正己
	第1千力丸	40・100	〃	柴原俊郎
	第2千力丸	34・100	〃	山本千吉
	権現丸	19・100	〃	岩永要七
第1昭生丸	19・100	〃	梅田喜平	
伊勢丸	19・100	〃	三浦喜八郎	
脇岬村 9統	第31進漁丸	41・91	長崎市	長崎水産(株)
	第1天祐丸	34・100	〃	吉田商会
	大成丸	19・120	諫早市	長洋水産(株)
	長生丸	28・80	戸石村	海洋水産(株)
	第5長生丸	19・125	脇岬村	後藤吉次郎他4人
	第7天祐丸	19・102	〃	吉田兄弟商会
	第8天祐丸	24・114	〃	吉田善之助他4人
第1富栄丸	34・100	〃	山甚産業(株)	
第1新栄丸	19・100	〃	中一水産工業(株)	
樺島村 13統	大洋丸	19・100	長崎市	山田吉太郎
	万盛丸	34・100	茂木町	蔵本龍一
	第7鳳洋丸	19・120	樺島村	森明治他
	第8鳳洋丸	19・100	〃	松本六郎
	第12鳳洋丸	19・100	〃	三浦力太郎他
	第17鳳洋丸	34・100	〃	荒木寅吉他5人
	第18鳳洋丸	19・100	〃	松本俊郎
	大鳳丸	34・125	〃	峰光之助
	宝漁丸	19・100	〃	荒木伊太郎他6人
	長生丸	28・100	〃	田崎竹松
	千代丸	45・115	〃	松下矢九郎他2人
	第5大鳥丸	36・120	〃	石垣万之助
	第1大生丸	37・100	〃	小川宗春他11人

資料：『長崎県水産年鑑 1950』（1950年，時事通信社）119～121頁，
前掲『長崎県鑑揚 繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』中
78, 94, 114, 115頁など。

注：野母村の長崎漁業，興洋漁業，高田の揚繰網は複数で，網船は主と
なるものを掲げた。

見村根拠2統とした。昭和21年に興洋漁業（下関市，以西底曳網中心），23年に長崎漁業（長崎市，揚繰網中心）が設立された。高田萬吉は徳島県出身の以西底曳網業界の中心人物で，昭和9年に揚繰網に進出し，式見村を基地として操業した。片手廻し漁法や電気集魚灯の採用，ネットホラーの考案など揚繰網の改良発展に大きく貢献した³⁶⁾。また，興洋漁業（青島の山東漁業（株）），田口長治郎（上海の華中水産（株）），協同漁業（広島県人による朝鮮でのイワシ巾着網経営）は海外引き揚げ資本である。

脇岬村では吉田姓の3者は同族で，以西底曳網にも関わっている。吉田商会から自立した者もいる。樺島村の経営体は

動力揚繰網で朝鮮海へ出漁した者，兄弟経営から分化した者，煮干し加工の傍ら共同経営の揚繰網に参加し，昭和16年から個別経営とした者，戦後，3人共同で揚繰網を始めた者など，煮干し加工との兼業，共同経営が多い。

この表にはないが，動力鮮魚運搬船は，野母村34隻，脇岬村3隻，樺島村23隻とこちらも急増している（昭和10年は2隻）。揚繰網と兼営する者もいるが，1隻での専業経営が多い³⁷⁾。

その後のまき網統数をイワシ不漁が深刻となった昭和29年末でみると，野母村25統（地元船8統，地元外船17統），脇岬村4統（2統と2統），樺島村12統（9統と3統），計41統（19統と22統）となっている³⁸⁾。昭和24年と比べると，地元船4統，地元外船1統が減っている。地元船では，野母村に生産組合経営が出現した，脇岬村は橘湾に面する諫早市有喜，北高来郡戸石町（現長崎市）からの来航がなくなり，吉田兄弟商会も事業を縮小した，樺島村はいくつかの共同経営が会社組織となった，ことが変わった。

地元外船は1統の減少に過ぎないが，経営体はいくらか入れ替わっている。長崎市の興洋漁業，山田吉太郎，才川水産，協同漁業は統数を減らすか，姿を消した。協同漁業を除くと，以西底曳網との兼営で，イワシ不漁によるまき網の縮小，撤退とともに，漁場を制限していたマッカーサー・ラインが撤廃され，以西底曳網に投資，経営を集中したことによる。

漁船規模は，19トン型はなくなり，30トンクラスも9統だけで，昭和24年には3統に過ぎなかった40トン以上が32統と大多数を占めるようになった。馬力数は150～160馬力，あるいは200馬力が中心となった。うち13統がディーゼルエンジンとなった。漁船の大型化，高馬力化はイワシの不漁で沖合へ出漁したことを物語る。

この頃のまき網経営を縫切網，鮮魚運搬船，水産加工との関係でみると，野母村のまき網は19経営体・32統で，鮮魚運搬船を兼業する経営体がある。脇岬村のまき網は2経営体・3統で，両経営体とも水産加工を兼業している。また，小型縫切網の9経営体は全て水産加工を兼業している。樺島村のまき網は10経営体・11統で，うち地元船全てが水産加工を兼業している³⁹⁾。

2) 漁労技術の革新

(1) まき網漁船の大型化・近代化

長崎県の揚繰網漁船は15～20トンであったが，昭和25年のイワシ不漁で，対馬出漁を行ったり，漁獲能力を高めるために集魚灯の光力アップ，漁船の大型化を行った。長崎県は専門家を招いて標準船型の設計をし，それに伴って昭和26年に45トン型，27年に60トン型が建造されている⁴⁰⁾。昭和29年には鋼船も出現した。エンジンは焼玉機関からディーゼル機関へ変わった⁴¹⁾。対馬出漁で漁場と水揚げ地が遠く離れたことや鮮度を維持するために運搬船を2隻とする経営体が現れた。図3は，当時の標準木造網船（50トン・160馬力）を示したものである。

昭和25年の野母村の船団構成は，網船1隻（30～45トン，

が遅れた要因である。しかし、普及は一挙に進んだ。

(5) 無線電信・電話

漁業用無線の設置は昭和23年が最初で、まき網への普及は26, 27年である。昭和30年頃には網船だけでなく、運搬船にも設置された。まき網に対する漁況、気象の速報は香焼（現長崎市）無線局を中核として昭和24年より開始し、25年には野母村にも無線局が開設された。漁船相互、あるいは根拠地と通信を行い、各地の相場を伝えて出荷先を選択したり、事故があったときの連絡に有効で、方向探知機との併用が進んだ⁴⁷⁾。

3) まき網の操業と経営

(1) まき網の操業

野母村の揚繰網の統数と従事者数は、昭和22年の19統、800人余から増え続けて27年には31統、1,600人余となった。その後は減少して昭和30年は19統、1,200人余となった（表6）。1統の乗組員は50人余であったが、漁場の沖合化で運搬船を増強したこともあって昭和29年から60人を上回るようになった。乗組員の出身地は村内6, 村外4の割合で推移している。村外出身者は地元外船とともに来航することが多い⁴⁸⁾。

乗組員の年齢は20歳台が最も多く、次いで30歳台、10歳台、40歳台と続き、圧倒的に若者が多い。若者が多い理由の1つは、漁労作業が夜間であり、危険でハードな肉体力労働であることである。若者にとって揚繰網従事は貴重な就業機会であり、所得も高かった。他町村からの出稼ぎは、野母村は諫早市有喜からの約250人が中心で、その他に脇岬村や高浜村からの通勤者がいた。熊本・天草地方からの出稼ぎ者は約300人で、うち約200人は樺島村で働いた。その他、五島の三井楽町、崎山村、富江町（以上、現五島市）、西彼杵郡の茂木町、蚊焼村、川原村（以上、現長崎市）からも出稼ぎがあった。漁獲成績は船頭の技量いかんで、船主は優秀な船頭を雇用すれば、漁夫の雇用は船頭に任せる。雇用期間は定めがない（樺島村）か、1年（野母村と脇岬村）で、樺島村では漁夫の移動は少ないが、野母村、脇岬村では不漁が続くと船

頭以下総入れ替えもあった⁴⁹⁾。

対馬へ出漁する昭和25年から野母村の揚繰網に魚探と無線が装備され、運搬船を2隻にした。漁場が遠くなると、網船の大型化、高馬力化とともに灯船も動力化した。

水揚げ地は昭和24年は地元と長崎（魚市場）が半々であったが、26年は地元3分の1、長崎3分の2となって長崎水揚げが増えた。長崎の方が消化能力が高いうえに価格も高い。地元水揚げは煮干し原料向けが主体で漁期が限られているのに対し、長崎水揚げは鮮魚向けであって漁場の拡大、漁期の延長、魚種の変化に対応できた。野母村漁協は昭和28年に長崎出張所を、29年に下関出張所を開設した（下関出張所は県外出漁の不振で1年で閉鎖）。

昭和28年の揚繰網の操業事例をみると、年間出漁日数が195日、うち操業日数が85日であった。出漁しても半分以上は網を投入せずに帰るか、投入しても漁獲がなかった。午後3時頃に網干し場に集まり、網を船に取り込み、出港する。昭和25年以降、夏場3ヵ月ほど対馬方面へ出漁する。それ以外は地先漁場で、3, 4時間の距離である。漁場に着いたら魚探船（灯船と兼ねることが多い）に船頭が乗船し、魚群を探査する。灯船は5kwの電灯を灯して魚を集める。魚群を集めるのに約3時間かかるので網入れは夜中になる。網船は円を描いて網を入れていき、網の両端を結ぶと直ちに動力ローラーと手動ウィンチで網裾の締網を締める。揚網はドラム（無動力）を滑らすようにして引き上げる。投網回数は1晩1~3回だが、1回が圧倒的に多い。1回に要する時間は1時間~1時間半である。帰港は明け方で、それから網干しにかかる。運搬船は魚を長崎魚市場へ水揚げして昼頃、野母港に帰港する⁵⁰⁾。

長崎漁業（株）の場合、昭和27年の時点で揚繰網9統を所有し、うち6統が野母村を根拠地とした。漁期は周年で、小羽イワシは6~8月、中羽イワシは8~12月、大羽イワシは1~5月である。漁場は五島灘主体であったが、昭和25年以降、長崎県下全域、さらに天草灘に及んだ。乗組員は野母村地区の者を雇用した。漁獲したイワシは氷蔵し、野母港に帰港して後、箱詰めして運搬船で長崎魚市場へ水揚げした⁵¹⁾。

表6 昭和20年代の野母村の揚繰網経営の動向

年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
揚繰網統数	統 19	23	27	28	28	31	27	25	19	17
揚繰網漁夫総数	人 834	1,253	1,372	1,416	1,436	1,624	1,427	1,485	1,231	1,024
1統平均漁夫数	人 43.9	54.5	50.8	50.6	51.3	52.4	55.4	59.4	64.8	60.2
1人あたり平均所得	千円 -	81	118	85	132	96	118	-	-	-
1ヵ月採算漁獲高	杯	5,500		5,200	6,000	6,700	6,600	7,200		
	千円	1,100		1,300	1,800	2,400	2,650	3,000		
1ヵ月平均漁獲高	杯	6,400		5,200	5,500	5,100	5,200	4,800		
	千円	1,280		1,300	1,640	1,850	2,080	1,950		

資料：野母崎町漁協

注：昭和28年度、29年度の採算漁獲高、平均漁獲高は中型と大型に分けているが、ここでは中型の場合を示した。

昭和24年度の欄にある採算漁獲高、平均漁獲高は昭和22, 23, 24年度の数値。

(2) まき網の経営

昭和24年5月に長崎県揚繰網漁業組合が作成した動力揚繰網の経営収支をみると、統制期の経営を窺い知ることができる。漁獲高は215千貫（806トン）、925万円、漁業経費は2,026万円、1,112万円の大幅な赤字となる。収支を償わせるには魚価を貫あたり43円を95円に上げることが必要としている。赤字になるのは、漁業用資材が公定価格では入手できず、3、4倍高い闇価格で購入すると想定したためである（ただし、一方で魚価は公定価格で見積もっており、名目上の経営収支となっている）。漁業経費のうち最大の漁具費でいうと、網地は配給量が10%で、闇購入が90%、公定価格との価格差は4.5倍であった。長崎県全体の漁業用燃油、綿漁網の所要量に対する割当量の割合は、昭和24年度は49%と46%、25年度は33%と23%でしかない。昭和25年に漁業用資材に対する補給金が廃止され、資材価格は約2倍に跳ね上がった。それに対し魚価は統制撤廃後、上昇せず、経営が一層困難になった⁵²⁾。

昭和20年代後半になると、1統あたり漁獲高は増加したが、漁業経費が急増して収益性が低下した。漁網代の高騰、漁船の大型化、魚探・無線の装備などで減価償却費、燃油消費量が急増したからである。収益性の低下は賃金の切り下げ、未払いという形で現れた。賃金の未払いは昭和27、28年から拡がりをみせた。

長崎県鰹網漁業振興対策委員会は昭和24～27年（27年は8月までなので省略）における主産地の野母、五島の岩瀬浦と若松のまき網経営調査を行っている。それによると、魚価は野母が最も高く、五島の両地区と比べると大きな差がある。主に漁獲物の仕向け先の相違によるもので、野母の仕向け先が価格の高い順の長崎魚市、長崎の加工向け、地元水揚げ、地元加工向け、運搬船であるのに、五島の両地区は離島のため漁獲量の7割を運搬船に売り渡し、その他は地元の加工向けとして、長崎水揚げがほとんどないからである。3ヵ年のうち昭和25年は不漁のため漁業収入は著しく減少したのに対し、漁業経費が大幅に増加した結果、漁業損益は野母と若松は昭和24年と26年が黒字、25年が赤字、岩瀬浦は3ヵ年とも赤字になっている⁵³⁾。

昭和30年、野母村漁協は部落懇談会を開き、揚繰網不況の実情を次のように説明している。昭和25年までは順調な漁獲成績で、船主、加工業者はもとより乗組員も豊かな生活を送ることができたが、25年秋から漁獲が減少した。不況の原因は不漁だけではなく、漁獲金額の増加以上に漁業経費が増えたためである。昭和24年度は月128万円の水揚げで利益が出たのに、28年度は大型（60トンを境に大型と中型に分けられた）で336万円、中型で265万円が採算ラインなのに、それを上回ったのは大型、中型ともに一部に過ぎなかった。その結果、乗組員の賃金遅配、資材会社への未払いとなり、漁協の不良債権が大きく膨らんだ。乗組員1人あたり所得は8～13万円で停滞した。また、副業収入（農業、水産加工）が少なくなったことも大きな打撃となった。

前掲表6で月平均の漁獲高と採算分岐点をみると、昭和22、23、24年度は各船とも利益があった。各船の装備はあま

り差がなく、漁場も近いので、漁獲高の差も開いていない。昭和25年度は収支が合ったが、26年度以降は採算割れとなった。しかも、漁船による格差が拡がって、採算ラインを上回るのの一部で、他方で漁業経費も賄えない漁船も出た。他町村の漁船は、昭和26、27年に済州島沖へ出漁して大きな利益をあげ、それを漁業投資に振り向け、漁獲能力を高めたのに、野母村はそれに遅れをとった。

野母崎地区の揚繰網が沖合・遠洋出漁をしなかった（できなかった）理由は、以西底曳網企業（地元外船）は揚繰網を兼業として捉えており、「あぐり不況」が現出するといち早く撤退したこと、地元船は五島灘でのイワシ豊漁、魚価の高い長崎水揚げを前提とした高い水揚げ高と賃金水準に固執したこと⁵⁴⁾、済州島沖出漁の不振、樺島村は加工業者の共同経営が多く、加工原料の確保が重視されたこと、があげられる。

4) 漁業労働運動と漁業賃金

(1) 漁民労働組合の結成と活動

戦後の野母崎地区のまき網を特徴づけるのは、漁民労働組合の結成とその活動であろう。野母村漁民労働組合は労働基本法施行に先だつ昭和21年1月に結成され、その活動は先進的であって、脇岬村や樺島村の漁民労働組合に大きな影響を及ぼした。樺島村では昭和22年10月に日本漁民組合西彼樺島支部として発足し、翌年3月に樺島村漁民労働組合となった⁵⁵⁾。脇岬村漁民労働組合も昭和23年5月に結成された。

野母村漁民労働組合の活動経過を年表で示す（表7）。組合は結成2ヵ月後の昭和21年3月に交渉を妥結した。戦後初のまき網の労使交渉であり、組合側の要求の多くが取り入れられた。以後、労働協約を改訂しながら、村の行政、漁業会、漁村の運営にかかわり、資格取得のための講習会の開催、組合員家族・引揚げ者のためにカマボコ販売の斡旋、公民館の建設や教育支援などを行っている。

一方、昭和24年2月には第2種事業所得税の課税を不当として県を告訴し、長崎地裁、福岡高裁とも勝訴している（後述）。その間、昭和25年からイワシ不漁の徴候が現れ、村、漁協、船主と不漁対策の検討、対馬・済州島沖出漁、生産組合経営を試みたが失敗し、賃金の遅配が広がるなかで漁業経費の先取りと引き上げ（操業の継続につながる）を受け入れるようになった。昭和30年に活動は終息する。組合組織としては、昭和27年の揚繰網31統、組合員1,867人が最大であった。

(2) 労働協約と漁業賃金

まき網の賃金形態は、同じ長崎県下でも地域や漁業規模によっていくらか異なる。地域別では、西彼地域は最低保証給付き歩合制、南松地域（五島）は固定給付き生産奨励金制、北松地域（県北部）は歩合制のみである⁵⁶⁾。歩合制は、水揚げ高（販売手数料を引いた手取り額を指すことが多い）から漁業経費（大仲経費ともいう）を引いた残りを船主と乗組員の間で一定の割合で配分する大仲歩合制をとっている。

労働条件は、各漁村毎の労使交渉で決められたが、昭和26年に樺島村漁民労働組合が地区労働委員会へ斡旋申請したの

表7 野母村漁民労働組合の結成と活動

21年1月	野母村漁民労働組合結成(揚繰網16統, 組員711人)
3月	交渉妥結。野母村における賃金制度の統一, 権利義務の明確化, 賃金の大幅改善, 盗魚の廃止, 漁民生活の安定に成功。
10月	船頭組合会議及び漁労研究会の確立。
22年4月	選挙で村長の推薦母体となり, また, 村議の半数を選出。
6月	船舶職員法による資格取得のため講習会を主催。
9月	組員家族, 引き揚げ者にカマボコ製造を斡旋。
23年1月	漁船団と交渉し, 漁獲物販売を漁業会に一元化した。
2月	組合事務所落成。
4月	初めて乗組員から漁業会の役員を選出。
4月	労働協約改訂, 給与を組合が一括受領。揚繰網26統, 組員1,338人。
5月	貯金制度(給与の1割を天引き)を確立し, 税金の滞納一掃に努める。
6月	船舶職員法による資格取得のため講習会を主催。
24年2月	第2種事業所得税を不当課税として県知事を告訴。
3月	労働協約改訂。最低保証給を500円から1,500円に引き上げ。
8月	長崎地区の鮮魚用水の不足で, 運動を起こす。
12月	第2種事業所得税は勝訴となったが, 県は高裁に控訴。
25年6月	船舶無線電話の講習会を開く。
6月	イワシ不漁の兆しがみえるので, 漁協と共同で対馬を視察。
8月	魚探, 無線の普及に伴い技術習得のため研究会を数回開催。
12月	労働協約改訂。最低保証給を2,500円に引き上げ, 歩合を切り下げ。
26年4月	揚繰網, 村営事業として発足(野母丸)。
4月	労働協約改訂。揚繰網27統, 組員1,693人。
7月	済州島漁場への出漁気運が高まる。
8月	賃金の遅配が顕著となり, 対策を協議。
10月	労働協約改訂。
11月	不漁対策研究会を開催。
27年2月	第2種事業所得税問題の完全勝訴。
5月	労働協約改訂。最低保証給を6,000円とする。揚繰網31統, 組員1,867人。
7月	船舶職員法による資格取得のため講習会を漁協と共催。
7月	済州島出漁はほとんどが失敗。
28年4月	カツオ・マグロ延縄への一部転換を決議し, 漁協自営を働きかける。
4月	労働協約改訂。漁労経費引き上げ。揚繰網26統, 組員1,529人。
8月	野母丸を村営事業から引き継ぎ, 資本金100万円で揚繰網漁業生産組合を結成し, 運営する。
29年4月	不漁挽回のため県外出漁に努力。
4月	労働協約改訂。
10月	賃金遅配解消のため船主と個別に協議する。
30年9月	野母丸の運営再建のため300万円の増資を決議。

資料：野母村漁民労働組合「野母村漁民労働組合の沿革」(長崎大学水産学部海洋社会科学研究所蔵)

を機に, 長西鰯網漁船団連合会と長崎県漁民労働組合連合会が基本的な条項を決め, 各地区はそれに準じて労働協約や賃金協定を結ぶようになった。長西鰯網漁船団連合会は, 長崎市及び西彼杵郡のまき網船主が地区ごと, 業者ごとにバラバラであった雇用条件などを統一すべく, 昭和22年10月に結成された。一方, 式見村, 野母村, 脇岬村, 樺島村の漁民労働組合は長崎県漁民労働組合連合会を上部団体として統一交渉にあたった。

両者の結んだ賃金協定は, 総水揚げ高-漁労経費=純水揚げ高, 純水揚げ高の1割を「落とし」(乗組員には厚生費, 船主には積立金という名目で配分)とし, その半分を船主,

他の半分を乗組員に配分する。純水揚げ高から「落とし」を引いたものを船主55, 乗組員45の割合で配分する。最低保証給は月1人前2,500円とする。現物支給を「菜」と呼び, 漁獲量が1,000杯(杯は箱と同義, 1杯は4貫=15kg)以上の時は1人1杯(アジとサバは半杯), 100~1,000杯の時は全員で15杯(アジとサバは10杯), 100杯未満の時は全員でイワシ, アジ, サバともに5杯とした⁵⁷⁾。

「菜」の改善要求も統制期の漁民労働運動が力点を置いたものの1つであった。「菜」は元々, 乗組員のおかず用であったが, 統制期には生で小売りするかカマボコなどに加工して売り捌き(闇売り), 大きな副収入になっていた。統制解除後もこの慣行は残った。船主も闇で販売しながら低い価格(公定価格)で販売したとして実際の水揚げ高を偽った⁵⁸⁾。

(3) 野母村の場合

昭和21年3月に妥結(労働協約は成文化していない)した内容は, 総水揚げ高から「菜」, 漁労経費, 5分の「落とし」を引いたものを船主55, 乗組員45で配分する。「菜」は漁獲高100杯以上の時は各自1杯, 100杯未満の時は半杯とした。従来は全員で5~10杯だったので大幅な引き上げとなった。

5分の「落とし」を得たこと, 漁労経費を引いて6:4で配分していたのを55:45としたこと, 最低保証給を100円/月, 持ち込み米代を2円/日(乗組員が持参する弁当代2食分。米は配給であった), 陸上の網作業(網繕いなど)は10杯/日を支給, となった。「落とし」の経過は, 最初, 組合側は歩合を4:6と主張, 船主側は脇岬村, 樺島村, 式見村などと統一をとるため協議して, 「菜」は半杯, 最低保証給は100円, 歩合は55:45と回答した。脇岬村, 樺島村, 式見村はまだ労働組合はなく, 労働条件が引き上げられたのでそれで了承したが, 野母村はそれを拒否し, 5分の「落とし」をつけ, 「菜」も引き上げた⁵⁹⁾。

昭和21年8月には「菜」の分け方で対立が生じた。船主は「菜」は大羽イワシ(カマボコに製造する)だけと理解し, 小羽イワシでは「菜」を与えないと言い出した。交渉の結果, 組合側の要求通りとなり, また, リンク米(出荷高に応じた米の配給)の公正な配分も実現した。

昭和22年6月に, それまで獲れなかったアジ, サバが獲れるようになって再び「菜」の問題が生じた。交渉の結果, 公定価格の比率に合わせイワシ50杯に対しアジ, サバは34杯の比率で配分することになった。また, 最低保証給を月500円(半年間で5倍になるほどインフレが激しかった)に引き上げた。

昭和23年1月に組合から漁業会に12ヵ条の「嘆願」(要求)がなされ, 3月に漁業会との間で覚書が交わされた(成文化した初の協約)。漁獲物の闇売りともかかわるので, 漁業会とのやりとりという形式をとった。「嘆願」の内容は, 組合の経営参加と経理の公正化, 雇用の安定, 給与(賃金)の改善, 漁獲物の半分の販売権を組合に渡すこと(闇売りが摘発されたことを契機), 災害補償規定の設置, 労働協約の締結であった。給与の改善では, 網作業の給与を乗組員負担から船主負担に, 船頭・船長・目付などの役職給の半分を船主負担に, 持ち込み米代を1人1日10円に(1升の配給米が

25円、4合を弁当にするとして)、最低保証給を月1,800円に(以西底曳網の最低保証給と同額に)、「上り祝」(漁の終わりの祝宴)、「人寄せ」経費を船頭負担から船主負担に、というものであった。

覚書では、網作業に「菜」を与える、持ち込み米代を10円に、最低保証給を1,800円に、漁獲物販売権の分与はならなかったが、「菜」を加工して販売するのを個々にやるのではなく、組合が販売を一括して仲介し(警察署に申し入れて闇摘発の対象外にさせた)、その売り上げを貯金させることにした。一方、組合側は第2種事業所得税の半額負担に同意した。

昭和24年3月の労働協約では、漁労経費の組合への明示、乗組員全員を組合員とするユニオン・ショップ制の採用、労使による経営協議会を設置し、労働条件、待遇、生産効率、雇用と解雇などを協議するとした点に加わった⁶⁰⁾。

漁民労働運動が発展したのは、五島灘のイワシの豊漁と闇売りによって大きな利益が得られたことが背景にあるが、昭和25年になるとイワシが不漁となり、対馬へ出漁したものの成果をあげることができず、統制撤廃で闇利得もなくなった。他方では漁業規模の拡大、沖合出漁で漁業経費が増加して経営難となり、労働条件が後退し始めた。

昭和25年11月、船主側から改定案が出された。「菜」は全員で10杯、船主経費として月10万円を認める、代わりに歩合を52:48にする、持ち込み米代は130円、最低保証給は月2,000円とする、という内容である。組合側は、「菜」は1人1杯、最低保証給は3,000円を要求した。12月に労働協約が交わされ、「菜」は漁獲高1,000杯未満なら全員で10杯、1,000杯以上なら1人1杯、網作業は1日3杯、純水揚げ高の5分を「落とし」として組合に渡す、漁労経費に船主経費10万円を加算する、持ち込み米代は130円、最低保証給は2,500円となった⁶¹⁾。

なお、乗組員間の配分は、平漁夫を1.0人前として船頭2.5人前、船長2.0人前、網船機関長1.9人前、灯船船頭1.7人前、運搬船船頭・網船舵代わり(副船頭)・運搬船機関士1.6人前、電気廻し(集魚灯発電係)・目付(現場監督)1.5人前、油差し(下級機関士)1.3人前、とも押し(灯船のとも櫓を操って船を一定の位置に保つ役)・船内書記1.2人前、見習い0.7~0.9人前であった。

その他、船主は水揚げ高、給与、漁労経費の計算を組合に明示し、組合の立会のもとで行なう。給与の支払いは船主の委託により組合が事務をとるようにした(給与計算の間違いが見つかったことを契機に、組合が計算し、船主の確認を得て支給する)。これで船主による欺瞞、漁労経費のごまかしが封殺された。

昭和26年3月の改訂では、純水揚げ高の5分を船主積立金、5分を乗組員厚生費(「落とし」を折半)とする。漁労経費に集魚灯の修理費を含める、網作業代の引き上げ、食料費の改訂を行った。最低保証給は3,000円に、「菜」は漁獲高1,000杯以上なら1人1杯(アジ、サバは半杯)、100~1,000杯は全員で15杯(アジ、サバは10杯)、100杯未満は全員で5杯(アジ、サバも)となった⁶²⁾。長西鯷網漁船団連合会と長崎

県漁民労働組合連合会が結んだ賃金協定に則っているが、船主にも「落とし」を配分して漁労経費の確保を図った点が変わっている。

労働協約は昭和27年3月に期間満了し、その後失効した。昭和28年4月に船主団より改定案が提示された。総水揚げ高の2割を船主積立金とする、運搬船2隻の場合、チャーター料を漁労経費に含める、全員の船員保険加入は資金的に困難、というものであった。組合側は、最低保証給を3,000円から6,000円に引き上げる、その代わり歩合を6:4にするという方針で臨んだが、窮迫した経営状態から以上に加えて、漁労経費を月80万円から140万円に引き上げることで妥結した。船主側は船主積立金、漁労経費を先取りすることで漁労経費の確保=操業の継続、組合側は最低保証給の引き上げで生活費の確保を優先した。

ただし、実情は最低保証給も確保できない状態で組合も期待していない。すなわち、昭和26年には多くが赤字経営に陥り、賃金未払い額は平均5ヵ月に達した。船主側は昭和28年8月から済州島沖へ出漁しようとしたが、特殊保険(韓国による拿捕の危険性に備えた保険)に入る資金もなく、食料も組合が米穀店から借り入れて調達する状態であった⁶³⁾。

昭和30年9月の労働協約はかなり変わっている。水揚げ高から4分を乗組員厚生費、8分を船主積立金として控除する。乗組員厚生費が減り、船主積立金がさらに増えた。また、歩合の配分比は6:4として、乗組員への歩合が下がった。「菜」については、2,000杯以上なら1人1.5杯という規定を加えた。最低保証給は水揚げ高が月100万円未満なら1人前3,000円、100万円以上なら4,000円に引き下げられた。また、経営危機対応が取り上げられ、船主は出漁停止、休業、事業閉鎖、乗組員の重大な異動、根拠地の変更、名義変更など乗組員の地位に深くかわる事項については事前に組合と協議する、給与の支給が著しく遅れたり、未払い賃金が多額に及んだ場合には船主と組合が協議して水揚げ高から一定額を給与分として確約することができる、双方は同数の委員からなる運営協議会(以前の経営協議会)を設置し、労働条件、給与支払い、人事、生産増強などを協議することができる、とした⁶⁴⁾。

(4) 樺島村の場合

樺島村の揚繰網は、ほとんどが地元船であり、加工業者約30人が出資する共同経営が多い。昭和22年10月に11統の乗組員で漁民組合を結成した(翌年3月に漁民労働組合となった)。組合員の半数は地元、半数は村外からの出稼ぎである。組合の結束は強固ではなく、独自の協約を結ばず、野母村の労働協約を参照して船主側が提示する労働条件をそのまま受け入れた。水揚げ高から「菜」、「落とし」を引いて船主55、乗組員45に分ける点は野母村と同じだが、その他の条件はかなり劣る。「菜」は野母村では100杯を境に半杯と1杯としたのに、樺島村では500杯を境とした。最低保証給は野母村では昭和24年1,800円、25年2,500円であったのに樺島村は23年以降1,000円である。野母村では持ち込み米代が支給されるのに、樺島村では従来通り漁労経費に含まれている。水揚げ高、経費計算は公開されていない。船主団の結束は堅

く、乗組員の半数が船内に住居する出稼ぎ者なので闘争を行い得ず、船主側の一方的決定による労働条件となった⁶⁵⁾。

昭和26年7月に組合から地区労働委員会に労働協約の締結などの斡旋申請と船主による不当労働行為（組合活動への介入・妨害、団体交渉に応じないこと、労働組合に加盟しないことを条件にした雇用）の申し立てを行った。そして、9月に合意が成立した。その内容は、長西鰯網漁船団連合会と長崎県漁民労働組合連合会との賃金協定に準じている。翌27年3月に労働協約に調印した⁶⁶⁾。

昭和29年3月に期間満了となることから事前に船主側から改定案が提示された。主な変更点は、水揚げ高の1.2割を船主に配分する（従来は1割の「落とし」を船主と乗組員で折半）、網染め経費を漁労経費に含めたことである。船主負担の軽減または船主への配分の増加によって再生産を確保しようとするものであった。組合側は最低保証給を3,000円から5,000円に引き上げを要求した。9月に締結調印された。

組合は協約締結とともに、全員の船員保険への加入、賃金の遅払いに備え毎月天引き貯金をする、組合が経営する漁民会館（昭和23年完成）の改装、社会党候補者の選挙協力、などを活動方針として決めている⁶⁷⁾。

昭和30年7月の調べでは、純水揚げ高を船主55、乗組員45で分ける。船主経費として、総水揚げ高が200万円以下なら5万円、300万円以下なら10万円、300万円以上なら15万円を差し引く。「菜」は100～1,000杯は全員で15杯（アジ、サバも同じ）、1,000杯以上は1人1杯（アジ、サバは半杯）、最低保証給は4,000円であった⁶⁸⁾。野母村と比べると、野母村は「落とし」1.2割は船主8分、乗組員4分で分け、歩合は6：4であったが、樺島村は「落とし」1.2割は全て船主に、歩合は55：45を維持し、水揚げ高から船主経費として10万円、ないし15万円を差し引く。「菜」の配分は100杯未満の場合はなく、1,000杯以上は一律としている点も野母村とは異なる。最低保証給は同額である。大きな違いは、労使双方からなる運営協議会が取り上げられていない点であろう。

(5) 脇岬村の場合

昭和23年5月に漁民労働組合を結成して、6月にまき網4統と労働協約を結んだ。その要点は以下の通り。船主は組合を脇岬村唯一の労働組合と認め、組合と団体交渉を行う。乗組員はすべて組合員である。分配方法は、水揚げ高－「菜」－漁労経費＝純水揚げ高とし、そこから4分を「落とし」として引き、残りを船主55、乗組員45で配分する。船主は「増産奨励金」として7,000杯を超えたら純水揚げ高の3分、10,000杯を超えたら5分を支給する。「菜」は200杯以上なら船主5杯、乗組員1人1杯、50～200杯なら船主3杯、乗組員は半杯ずつ、50杯以下なら双方ともおかずだけとする。統制経済の下で闇物資となる「菜」は漁獲量が少なくとも配分するようにしている。網作業の給与は双方の共同負担とする。水揚げ、配分の計算には組合の代表者が立ち会う。最低保証給は梅雨時期（休漁期）を除き1,000円とする。この労働協約には、「増産奨励金」、「菜」を船主にも配分する等独自の内容も盛り込まれた。統制期を反映して、両者は漁業会が行

なうイワシの村内配給に協力する、労務特配物資のうち米と酒は船主1、乗組員9の割合で配分する、という条項もある⁶⁹⁾。

だが、船主側は協約履行に誠意を欠き、地元外船は脇岬村民を雇用せず、昭和24年5月の交渉が暗礁に乗り上げると出稼ぎ者は出身地の五島に戻り、地元漁夫は船主の働きかけで半数が組合を脱退し、第二組合、さらには第三組合に分裂した⁷⁰⁾。

昭和27年3月の労働協約では次のように変わっている。分配方法は、純水揚げ高の1割を「落とし」とし、船主、乗組員が折半する。組合員への「落とし」は、本人名義で預金する。「菜」は100杯未満の時は支給しない。最低保証給は1人前3,000円とする。乗組員の職務給は13人前を基準とする。漁労経費は月30万円とする⁷¹⁾。

漁獲の減少に直面して漁労経費の確保、最低保証給と「落とし」の引き上げといった出漁と生活の保証が重視され、「菜」の配分が制限され、「増産奨励金」がなくなっている。昭和30年には脇岬村の揚繰網がなくなった（縫切網だけとなった）。

(6) 労使関係の明確化

揚繰網の乗組員は共同経営者なのか労働者なのか、具体的には乗組員が事業所得税を負担するかどうかをめぐって県と裁判で争われ、全国漁業関係者の注目を集めた⁷²⁾。

長崎県は揚繰網の乗組員に第2種事業所得税（昭和23年度177万円余）を課したが、乗組員（野母崎地区の3漁民労働組合）側は昭和24年2月、長崎地方裁判所にその取消しを求めて提訴した（原告は野母村775人、樺島村236人、脇岬村183人、計1,194人）。長崎地裁は同年12月、原告側の勝訴とした。判決では、①漁民労働組合と漁船団は労働協約を締結している。②生産手段は全て船主持ちであり、船主の代行者たる船頭の指揮で漁労をしている。③漁獲物の処分を船主が行い、船主55、乗組員45で配分している。④乗組員は最低保証給の支給を受ける。経営上の損失は船主負担である。こうした事実から漁業は船主の事業であり、原告の所得は労働の対価であることは明らかである。漁業は自然条件に左右されて特殊な賃金形態（歩合制）をとっている、とした。

これに対して県は12月に福岡高裁に控訴した⁷³⁾。原告側は控訴取り下げを求め、県が事業所得税を課す根拠とした事項を批判している。すなわち、県は本省に指示を仰ぎ、他県の実例を参考にした、県議会でも検討したというが、本省の指示、他県の実例には事業所得税を課す、あるいは課したという文言、事実はなく、県議会での検討も事業所得税と所得税の税額の多寡を比較したに過ぎず、事業所得税を課す理由とはなっていない、とした。

福岡高裁の審理は、事業の実態、事実関係についての争いはなく、争点は被控訴人（乗組員）は事業主であるか、給与所得者であるかの1点であった。控訴人（県）は、乗組員は船主との共同事業者であるとする理由として以下の点をあげた。①乗組員の所得は事業収益に比例しており、労働の量に比例していない。賃金は労働に比例した対価であるからこれは賃金ではない。②出来高払いや割り増し賃金でもない。出

来高払いや割り増し賃金であれば基本給、固定給が定められているが、乗組員にはそれが無い。最低保証給はあるが、額が少なく、出漁しないともらえないので、基本給、固定給とは違う。出来高払いや割り増し賃金は労働の成績によって算定するが、乗組員の収益は労働の質量に比例していない。③乗組員は労務を出資する共同事業者である。共同事業においては損失の負担はどのようにも定めることができ、最低保証給は損失分担の限定を定めたものに他ならない。④乗組員が業務上の指揮権を有しないからといって事業者ではないということではできない。また、事業の実権が船主にあるからといって雇用の関係であるとはいえない。本件の労働協約は漁民が団体を作り、労務提供の条件を定めたもので労働協約があるから雇用関係にあるというのは本末転倒である。⑤雇用関係であれば、労働基準法に基づく労働条件が適用されるべきなのに、本件では実行されておらず、本事業は賃金制度に馴染む程に発達していない。⑥被控訴人は昭和22年度の所得税申告に際し、事業所得として申告納税し、国税庁でも認められているのに、今回は給与所得と主張するのは信義に反する。被控訴人が事業主として申告納税し、これが認められたから事業所得税を課したのである。

これに対し被控訴人は次のように反論した。①生産手段はすべて船主が負担し、乗組員は単に労働力のみを提供している。②漁獲物の所有権は船主にある。③経営上の損失は船主が負担する。④労働協約がなかった時は船主が解雇していた。⑤歩合制は漁業のように自然に左右される場合、監督が行き届かない場合に採用される賃金形態で、労働時間と成果は比例しない。不漁の場合は収入がないか最低保証給になり、それ以上の経営の損失までは負担しない。基本給、固定給は雇用賃金の常態であるが、不可欠というわけではない。⑥労働協約を条件カルテルだというのは認めがたい。⑦申告納税が間違っていたから提訴したのであって、信義に反しない。

昭和27年1月、福岡高裁は被控訴人の主張を支持し、長崎地裁の原判決は相当で、控訴は理由がないとして棄却した⁷⁴⁾。

裁判では乗組員の地位、所得の性格が争われ、水産物統制下での特殊な事情（野母地区では闇売りの摘発を逃れるために組合側が漁獲物販売権を要求し、事業所得税の負担に同意した）には触れていない。乗組員側勝訴の意義は非常に高いが、確定判決が出た時点で野母地区のイワシ漁業そのものが存亡の危機に立たされていた。

5) 水産加工

野母地区の水産加工経営体数を昭和20～33年の期間で見ると、20～25年が増加、25～30年が横ばい、30～33年が激減、と大きく変化している。野母地区と樺島地区が多く、しかもほぼ同数で、昭和25年には63、64経営体に増えたが、33年には40経営体前後に減少した。脇岬地区は縫切網も多く、加工経営体は30余あった。昭和24年に煮干し、カマボコの価格が急騰すると、引揚げ者などが製造に着手して、加工経営体がとくに増加した。それが昭和33年には揚繰網が消滅して7経営体にまで激減、業種はカマボコ製造のみとなった。高

浜地区にはほとんど加工業者はいない。

前掲表3で野母地区の主要産品である煮干しの生産高をみると、24年の2,500トン、1.5億円をピークにして、その後はイワシ漁獲高の動向に準じて低迷している。つまり、昭和20年代後半に漁獲が増えるアジ、サバの多くは煮干し原料向けではないことを意味する。

昭和20～24年の水産加工高をみると、各村とも煮干しが最大で、次いで塩蔵が多い。生産量は大幅に増加した。煮干し生産は樺島村、野母村、脇岬村の順に多い。その他、野母村は塩干品、ねり製品、魚粉が、脇岬村はねり製品が、樺島村は魚油・魚粕、削り節が多い。食糧難を反映して塩蔵、ねり製品が比較的多かった⁷⁵⁾。

昭和33年の状況は、カマボコ製造を除くと、主業と兼業が半々であった。最盛期の9～12月には日雇いで各経営体は数人の女性を雇用した。自給用農業を兼業した。各種沿岸漁業との兼業も多く、樺島地区では加工原料を補給するためすくい網を兼業する者もいた⁷⁶⁾。

野母村の水産加工は、昭和21年になると揚繰網が戦前水準に回復して水産加工も復活し、煮干し加工施設の整備も進んだ。価格と出荷先は統制されていたが、食糧難であったので公定価格は守られず、闇価格で取引された。製品も粗悪であった。昭和22年には再び家内工業的なイワシ加工が興隆し、春には開き干し、丸干しを加工して「カッギ屋」（行商人）に売ったり、自ら長崎、佐世保に行って販売した。冬になると大半の家でカマボコを製造するようになり、当初は個人で販売していたが、後に漁民労働組合が集荷販売を斡旋するようになった。また、加工業者のカマボコ製造、専業のカマボコ業者が出現するようになって、「カマボコ景気」に湧いた。しかし、昭和24年春を過ぎると食糧事情の好転とともに売れ行きが鈍り、副業が消えて専業のカマボコ業者だけとなった。

統制期、煮干し原料は各漁船と直接取引した（闇値）。煮干しの出荷は漁業会—指定荷受け機関を通していたが、価格はほとんど闇値であった。昭和25年4月に統制が撤廃されると漁協による入札制が始まり、大半の原料は入札にかけられるようになった。煮干しの販売も入札制に変わった。しかし、価格が暴落して仲買人の未払いが続出したので、昭和27年から長崎県漁業協同組合連合会（県漁連）を札元とする地元入札に切り換えた（29年から県漁連での見本入札に変わる）。丸干しなどは統制撤廃後は関西方面の魚市場などへ直送するようになった⁷⁷⁾。

長崎県漁連の共同販売事業の経過をみておくと、戦時中の水産加工品の集荷統制機関は県水産業会であったが、戦後は独占禁止法に触れるとして継続できなくなり、代わりに長崎水産物集荷組合（県水産業会、県揚繰網漁業組合で組織）など複数の団体が設立され、公認を受けた。昭和24年に県水産業会が県漁連へと改組されたのを機に県漁連も集荷業務を始めた（買い取り制）。昭和26年度から共同販売事業を始め、27年度は県漁連を札元とする煮干しの入札が行われた。しかし、共同販売事業の実績は低迷し、急成長するのは昭和32年頃からである⁷⁸⁾。

6) 地域外出漁とまき網漁業の制度改正

(1) 長崎県のイワシ不漁対策

昭和25年と27年のイワシ不漁に直面して、27年8月に県漁政課に長崎県鯷網漁業振興対策委員会が組織され、経営調査(前述)に基づいて振興計画が立てられた。その内容は2面からなり、1つはイワシ資源の保護で、廃業、転業、遠洋への転出で沿岸での操業を252統から200統以下にするというもの、2つ目は漁業生産の安定・増強、魚価安定のための運搬船の大型化、技術研修、漁場調整、経営資金の助成、魚市場の整備、イワシ加工業の振興であった。そして、イワシ資源の保護を中心とした対策を農林省に陳情した⁷⁹⁾。政府はマッカーサー・ライン撤廃に伴う漁場拡大に対し、漁業転換促進要綱を定め、漁業許可や農林漁業金融公庫の融資で対応した。野母崎地区のまき網が対象になったかどうかは不明だが、脇岬村では揚繰網から沖合一本釣りに転換する者が続出した。

昭和30年の不漁も甚だしく、同年6月、業界を糾合して長崎県揚繰網漁業緊急対策協議会が設立された。対策として、資源回復に見合う適正統数を残し、他を漁業転換か、新漁場へ進出(大型船で東シナ海へ)させることにした⁸⁰⁾。方向性は前回提出したものと同じである。

(2) 長崎県まき網漁船の沖合出漁

漁場沖合化の起点は対馬出漁であった。対馬漁場は山口、福岡県からアジ、サバの2艘まき(昼間操業)が多数出漁していたが、そこへ昭和25年から大羽イワシを対象とした1艘まき(夜間操業)が出漁するようになった。対馬出漁は、新漁場開発にとどまらず、沿岸操業であったまき網が前進基地を基点として長期出漁することから、漁船の大型化、附属船の拡充に拍車をかけ、無線機及び網染め、網干しが不要な化学繊維網の普及を早めた。また、長期出漁は地元外水揚げとなり、地元水産加工に深刻な打撃を与えた⁸¹⁾。

対馬漁場が過密操業に陥ると、サバ跳ね釣りで注目されていた済州島方面への出漁が始まり、そこが朝鮮戦争による漁場の戦場化と李ライン(韓国・李承晩大統領による海洋囲い込み)による締め出しに遇うと、東漸して山陰沖か、さらに遠方の東シナ海に漁場を求めた。

昭和27年頃から山陰沖への出漁が始まった。この県外出漁は入漁先の各県から排斥の目に遇った。長崎県は個別に交渉して入漁を確保したが、許可数は次第に削減され、禁止区域が拡大された。入漁に代わって共同経営、転籍という形をとって他県海域で操業することもあった⁸²⁾。

野母村漁協は、昭和25年に漁民労働組合と共催で各船の漁労長とともに壱岐、対馬漁場を視察している。その後、対馬東岸の佐賀を基地にして数年間出漁した。数年間で止めたのは、漁獲の減少、経費の増加、済州島付近は拿捕の危険性が高い、ためである。昭和31年には許可を得て山陰沖へ進出するが、漁獲の減少などで倒産が相次いだ⁸³⁾。県外出漁するようになって昭和29年に下関にも出張所を開設するが、1年で閉鎖している。

(3) まき網制度の改正

昭和27年3月、漁業法改正とともに旋網漁業取締規則が公

布された。その契機は、長崎県船がイワシ不漁対策として山陰沖、済州島沖へ出漁するようになったことである(資源の変動は海域によって多少のタイムラグがある)。この規則によってまき網は、小型(5トン未満)、中型(5~60トン)、指定中型(15~60トン)、大型(60トン以上)に区別された。同時に、3指定海区(北部太平洋、中部日本海、西部日本海)を設けて、指定中型と大型は大海区制へ移行した。西部日本海区は、鳥取県から長崎県対馬に至る海域である。

従来、縫切網は5トンを境に大小に、揚繰網は15トンを境に甲乙に区分されていたが、取締規則の制定によって縫切網を小型と中型、揚繰網の乙を小型と中型、甲を指定中型と大型に分けた。

小型は5トン未満、中型は5~60トンのイワシを目的とするまき網(イワシ揚繰網と称された)で、ともに知事許可漁業であり、漁場は各県沖合に制限されている。指定中型は西部日本海区ではアジ、サバを対象とする15~60トンのまき網(サバ巾着網と呼ばれた)で、大臣許可漁業である。

アジ、サバを対象とするまき網もそれまでは知事許可であったので、他県沖で操業するにはその県の許可を必要とした。回遊性魚種を対象とする漁業が知事許可であるのは不合理だとして、大海区制と指定中型制度ができたのである。

西部日本海区は、イワシ揚繰網が多数あること、他の沿岸漁業との調整が必要なため、昼間操業を主体とするアジ・サバ巾着網を大臣許可として海区制を実施し、夜間集魚灯を利用するイワシ揚繰網は知事許可とする2本建てとなった⁸⁴⁾。漁業者は、中型と指定中型の2つの許可を併有することが多い。

施行後間もなく、アジ、サバの昼間浮上群が見られなくなり、主漁場の山陰沖、見島、対馬沖は夜間操業でないと漁獲できなくなった。それで、イワシを対象とした夜間操業との間でトラブルが発生した。当初、サバ巾着網の夜間操業は禁止されていたが、次第にその制限禁止は解かれていき、昭和30年には全面解除となった。

大型まき網は60トン以上の大知事許可漁業で、対馬出漁や済州島沖出漁が続くと、従来の40トン級では危険が伴い、冬期の出漁日数が限られるので遠洋漁業を60トン以上の大型船に限定した。

昭和38年2月の漁業法の改正で40トン以上を大臣許可の指定漁業(大中型まき網という)とし、5~40トンを中型まき網、5トン未満を小型まき網(両者は知事許可漁業で、合わせて中小型まき網という)とした。対象魚種は中小型はイワシ、アジ、サバの3魚種、大中型は魚種制限なし、となった⁸⁵⁾。

長崎県のまき網の許可方針をみると、昭和27年は、新規許可はしない、漁船の大型化は総トン数の3割増しまで認める、15トン以上の2艘まき、30トン以上の1艘まきは80トンまでの大型化を認める、とした⁸⁶⁾。

昭和41年では、小型まき網は新規許可をしない、中型まき網は1艘まきは20トン未満、2艘まきは15トン未満とする、増トンにはトン数補充を要する、中小型の操業区域は西彼杵郡・長崎市を根拠とするものは長崎県南部海域とする、共同

漁業権内の操業は漁業権者の同意が必要、集魚灯は灯船1隻につきソケット3個まで、とした。昭和27年と違って、中型まき網の漁船の大型化にはトン数補充が必要となり、総トン数の増加を抑制するようになった。昭和52年の許可方針もほとんど変わっていない⁸⁷⁾。

6. 昭和30年代のまき網漁業の衰退と再編成

1) まき網漁業の衰退と再編成

野母崎地区（昭和30年4月に4ヵ村が合併して野母崎町となったことから漁協名も高浜、野母崎、脇岬、樺島漁協と改称した）では、主力のイワシ漁業が不漁で衰退を続け、就業者が大幅に減少し、漁協も経営が悪化し、再建団体に転落した（その後、高度経済成長で順調に再建整備が進み、40年には4漁協が合併して野母崎町漁協となった）。まき網に代わってまき網経営者やその乗組員によって沖合約り（脇岬地区中心）や各種の沿岸漁業が拡大した。

一方、まき網の沖合・遠洋出漁は、西部日本海区の漁獲が不振になると、危険を冒して済州島沖へ出漁するようになった。さらに、昭和34年から東シナ海への本格的な出漁が始まった⁸⁸⁾。ただ、野母崎地区のまき網で東シナ海へ出漁したのは少数に留まる。

表8は、昭和30年代の野母崎4地区の漁業経営体、まき網経営体と漁獲高を示したものである。漁業経営体数は短期間

表8 昭和30年代の野母崎地区のまき網漁業

	年次・単位	漁業種類	高浜	野母	脇岬	樺島
経営体数	昭和29年 1月	計	18	58	74	15
		イワシ揚繰網	-	8	2	11
		イワシ縫切網	1	-	10	-
		その他まき網	-	7	-	2
		その他	17	43	62	2
	昭和33年 12月	計	12	80	58	71
		揚繰網	-	5	-	5
		縫切網	-	1	5	3
		すくい網	-	-	-	20
		その他	12	74	53	43
	昭和35年 12月	計	28	234	91	65
		揚繰網	-	8	-	4
縫切網		-	4	3	4	
すくい網		-	31	2	23	
その他		28	191	86	34	
漁獲高 トン	昭和32年	計	42	3,554	911	8,893
		1艘まき	-	2,416	-	8,219
		縫切網	-	-	331	527
		その他まき網	-	1,094	-	147
		その他	43	43	580	1
百万円	昭和36年度	計	6	600	93	136
		大型まき網	-	455	-	-
		中型まき網	-	96	-	108
		小型まき網	-	15	4	17
		その他	6	35	89	10

資料：昭和29年は第二次漁業センサス、32年と33年は野母崎町・長崎県水産試験場『野母崎町沿岸漁業の現況と問題点』（昭和34年3月）43、50頁、35年は『野母崎町勢要覧 昭和36年』23頁、36年度は野母崎町漁協「野母崎町漁協統合信用部について」（昭和38年11月）

に大幅に増加した。まき網が減少して、その乗組員が自営漁業に転じたことによる。とくにまき網を基幹漁業としていた野母、樺島地区で著しい。まき網は昭和29年に比べ、33年と35年はイワシ揚繰網が21統から10統ほどに半減し、その他のまき網は全廃となった。縫切網の統数は10統前後で変わらないが、中心は脇岬地区から野母、樺島地区に移っていった。また、少人数で営めるすくい網が急増した。縫切網の維持やすくい網の増加は煮干し原料確保のためである。

その後、昭和38年の知事許可は中型が6人・6統、小型が12人・13統となって、小型は維持されたが、中型はさらに減少した。中型の網船は5～10トン・ディーゼル18馬力で、全て2艘まき、小型の網船は全て無動力（多くは2トン未満）で、全て2艘まきである⁸⁹⁾。中型といっても10トン未満となり、また、中型、小型とも2艘まき（実態は縫切網。許可上、縫切網の用語は使われなくなった）に変わって、完全に煮干し原料確保に重心が移っている。中型と小型を併せ持つ者はいない。小型の4統ほどが昭和24年の船主名、漁船名と一致するだけで、その他は船主名、漁船名が入れ替わって大きく転換している。

表8に戻って、まき網の漁獲高（量）は、昭和32年は樺島地区が最大で、樺島地区には1艘まき、縫切網、その他まき網が揃っていた。次いで野母地区が高く、脇岬地区は縫切網があった。しかし、昭和36年度（漁獲金額）のまき網は大型のある野母地区が最大で、樺島地区は大型がなく、その地位は大きく後退し、脇岬地区は小型だけとなって極めて少なくなった。

次に大臣許可の大中型をみると、昭和34年は、地元船は樺島地区3統、野母地区2統、計5経営体・5統、地元外船は長崎市の大洋漁業3統、山田吉太郎1統である。漁船名は以前から引き継いだものが多い。網船1隻（59トン・200～310馬力のディーゼル、31～38人乗り）、運搬船3隻（20～70トン・50～120馬力、焼玉機関が多い。各7、8人乗り）、灯船2隻（10～15トン・20～50馬力のディーゼル、各7、8人乗り）で、計6隻、70人前後で構成されている⁹⁰⁾。

昭和37年は地元船が2経営体・2統、地元外船は大洋漁業の3統となって、34年と比べると地元船、地元外船ともに減少している。船団構成も、網船は79トン・310～380馬力となり、魚探船1隻（30トン・100～120馬力、7人乗り）、運搬船3隻（60～70トン・115馬力の焼玉機関）、灯船2隻（15～25トン・50～60馬力）、計7隻、70～80人となった。魚探船が加わり、運搬船以外はディーゼルとなった。翌38年は地元船2統のみとなり、大洋漁業は長崎市に根拠を移している。附属船が大型化、高馬力化し、運搬船もディーゼルになった⁹¹⁾。

大洋漁業の事例でみると、系列会社の長崎漁業（株）は昭和23年に長崎市に設立され、26年に共和水産（株）と合併する。まき網7～10統、以西底曳網2統を経営するとともにイワシ缶詰、カマボコ、煮干し製造も行った。西彼杵郡の野母村、式見村、五島の荒川村、有川町に出張所を置いた。昭和28年のまき網は減少して4統となった。済州島沖のアジ・サバ漁は好漁であったが、韓国の取締りのため圧迫され、中羽イワシ漁に切り換えたが、魚価が暴落した。大羽イワシの回

遊は期待できず、対馬方面のサバ漁は漁船が41トンと小さいため断念した。このため4統とも赤字となった。昭和30年に大洋漁業(長崎支社)に吸収されたが、従来通り、野母に出張所を置き、操業を続けた。しかし、近海にはイワシはおらず、他県の許可を得て北は青森、秋田、南は鹿児島へ出漁した。

昭和31、32年度は、大羽イワシは全く見えず、五島西沖、対馬沖のアジ、サバは狭い漁場で資源を奪いあう形になった。済州島漁場は拿捕が続き、他県沖入漁も厳しく制限された。長崎支社のまき網は山形、秋田、鹿児島に許可を得て出漁したが、漁船が小型なこともあって赤字経営となった。

昭和33年度は、東シナ海漁場が開発され、数年来沈滞していたまき網業界に希望が見えてきた。長崎支社は試験操業に成功したので、翌年から4統(60トン型)を出漁させた。昭和36年度は、網船、附属船の大型化、高馬力化(網船は78トン・ディーゼル380馬力)を進め、東シナ海漁場を重点的に操業した。魚種構成は、アジ76%、サバ16%、ムロアジ8%の割合、仕向け地は長崎82%、鹿児島16%、下関1%となった⁹²⁾。

次に、地区別にみると、野母地区は昭和32年頃は11統(うち地元船3統)であったが、40年には大型2統、小型2統にまで減少したし、大型は大洋漁業の船で、地元船の大型船はなくなっている⁹³⁾。

脇岬地区のまき網は早くから消滅し、業種を転換して沖合一本釣りの先進地となった。昭和32年の縫切網は7統に減った。前年の台風で加工場を無くした経営体が縫切網も廃業した。ほとんどが水産加工との兼営である。縫切網の漁期は5~10月で、操業は月に12、13日である。無動力網船2隻、動力曳船2隻、動力灯船2隻、乗組員25~30人で操業する。乗組員はほとんどが地元民で、高齢者や新卒者が多く、また農業兼業が多い。イワシ、アジ、サバが主対象で、分配は漁労経費を引いて船主4、乗組員6の割合であった。昭和40年度のまき網はわずか1統になった⁹⁴⁾。

樺島地区のまき網は、昭和32年の調査では、大型まき網1統、中型まき網8統、縫切網3統、すくい網17隻、鮮魚運搬船8隻であった。水産加工は専業が4人、縫切網との兼業が7人、すくい網との兼業が14人、農業などとの兼業が16人であった⁹⁵⁾。

昭和30年代初期ではまき網は5統(うち地元船4統)にまで減少した。網船は49~59トン・170~310馬力と大型化した。縫切網は3統である。漁獲物は、以前はすべて加工にまわっていたが、一部を地元で水揚げするだけで他は長崎魚市場へ水揚げするようになった。乗組員はまき網が青壮年であるのに対し、縫切網は高齢者や新卒者が中心である。操業は月15~18日、網入れは一晩3、4回である。水産加工との兼業が多く、また、戦後の創業が多い。すくい網は11隻あり、加工業者が原料確保のために新しく取り入れた。水産加工は37経営体で、最盛期の昭和26年に比べると半減した⁹⁶⁾。短期間のうちに、大型、中型まき網がその数を減らし、縫切網とすくい網が煮干し加工を支える構造に転換したことが窺える。

2) 水産加工業の変化

昭和31~33年の野母崎町の水産加工経営体(延べ)は、煮干し加工が99から60へ、塩干加工が57から8へ激減し、ねり製品加工は5から7へ横ばいとなった。生産量は、煮干しが700~900トン、ねり製品が200トン余で横ばいなのに対し、塩干品は300トン余からほとんどゼロへと急落している。昭和30年代初頭に大きな変化が生じた⁹⁷⁾。

煮干し原料の仕入れは、野母崎漁協では地元買付けと長崎魚市場買付けがあり、地元買付けは加工業者による入札である。樺島漁協では、地元買付けと長崎魚市場買付けの他に、脇岬地区や天草に買付けに行くことがあった。加工業者がまき網を共同経営したり、まき網に出資して優先的に原料の配分を受けた。

野母崎地区の煮干し販売高は、昭和30年代前半は800トン、6,000~7,000万円であったが、後半は1,000トン、1億円を超え、39年は1,300トン、1.9億円となった。高度経済成長のもとで、煮干し価格も大幅に高騰した⁹⁸⁾。

7. 昭和40年代・50年代のまき網漁業の小康

1) まき網漁業の動向

(1) 昭和40年代

昭和40年代は高度経済成長のもとで、漁業経営体と漁業就業者が大幅に減少したが、まき網や煮干し生産は復調傾向をみせた。表9は昭和40年代と50年代のまき網、すくい網の統

表9 野母崎地区のまき網等漁労体・経営体数と野母崎町漁協のまき網関連販売高の推移

昭和		40年	42年	44年	46年	48年	50年	52年	54年	56年	58年
漁労体・経営体数	大中型まき網 統	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	中型まき網 統	7	6	6	5	5	5	6	6	6	6
	すくい網 隻	15	20	20	12	10	5	5	5	9	10
	煮干し加工 経営体	64	64	54	50	43	38	37	36	36	38
	カマボコ製造 経営体	11	11	9	6	6	6	6	6	6	6
漁協販売額 百万円	地元船 地元水揚げ	86	97	89	122	240	341	307	454	405	320
	地区外水揚げ	34	38	99	103	136	161	547	945	1,244	846
	員外船水揚げ	55	51	14	42	55	31	7	19	8	5
	すくい網	1	6	5	4	6	2	16	21	51	21
	煮干し	215	346	251	333	646	809	588	1,011	926	653

資料：上段は『野母崎町水産業振興基本計画』(平成2年3月、野母崎町)9頁、下段は野母崎町漁協資料。

数、野母崎町漁協（昭和40年3月に4漁協が合併して1町1漁協となった）の販売事業のうちまき網関連の取扱高を示したものである。昭和40年代のまき網統数は減少傾向が続き、大型が40年代半ばに姿を消し、中型だけとなるが、中型は5、6統で安定した。すくい網は昭和40年代半ばをピークとして減少に向かう。まき網の漁獲高は4,000~8,000トンで変動したが、金額は2億円余から上昇を続け、10年間で倍増した。

漁協の販売取扱高では、地元まき網船は地元水揚げと地元外水揚げ（長崎魚市場）があり、昭和40年代後半に地元水揚げが増えている。その他、員外船（町外のまき網）の水揚げもあった。すくい網の漁獲物の取扱高は極めて少ない（自給採捕であるため漁協の取扱いにはならない）。煮干しの販売は全て漁協取扱いで、その金額はまき網の地元水揚げの増加と魚価の上昇によって昭和40年代後半に増えている。

昭和40年の野母崎地区のまき網の許可は中型が6統、大中型が1統であるが、注目されるのは、船主が昭和20年代のそれと大きく変わっていること、7統のうち2艘まき（実態は縫切網）が6統で、1艘まきは1統だけであること、脇岬地区にまき網が復活したことである⁹⁹。昭和30年代後半にまき網は2艘まきが主体となったことは前述した。煮干し原料が不足して、加工業者が中古船を購入して着業したのが3統、縫切網からの転換が2統、1艘まきの漁船を小型化して2艘まきとしたのが1統である。しかし、2艘まきも昭和42年頃には再び1艘まき（19トン型）に切り替わった。乗組員不足に対応し、また、より沖合へ出漁して漁獲をあげるためである¹⁰⁰。

大中型まき網は昭和40年代初期は1統で、網船を79トン・430馬力から90トン・540馬力に、灯船2隻、魚探船1隻は35トン・170馬力前後で変わらないが、運搬船は83トン・340馬力4隻から147~164トン・380~540馬力3隻に組み替え、乗組員は80人余から70人余に減らしている。この経営体は昭和45年に倒産した¹⁰¹。この経営者は戦後、野母村漁協の組合長になり、大洋漁業野母出張所の代表者でもあった。大洋漁業がまき網から撤退した（昭和44年）際、漁業を継承したが、長続きしなかった。漁場は東シナ海、五島西沖で、主にアジを漁獲した¹⁰²。

昭和40年代末の中型まき網は、網船1隻（19トン、17人乗り）、灯船2隻（4トン、各3人乗り）、運搬船4隻（7~10トン、各3人乗り）、計7隻、35人乗りとなった。昭和40年代半ばに比べ、運搬船が増強され、反対に乗組員は少なくなった。出荷先は、漁協入札が4割、委託加工と鮮魚出荷が各3割であった¹⁰³。

同期のまき網経営の事例をみると、漁業収入が9,000万円~1億円、漁業経費が8,000~9,000万円、漁業利益が1,000万円ほどである。分配は最低保証給付き大仲歩合制で、水揚げ高から漁業経費を引いて船主と乗組員で5:5、または6:4で配分する。乗組員1人あたり月平均58千円の配分であった。最低保証給は月25千円である。夏場は一晚に4回、網入れをする。乗組員の8割は地元雇用で、以前と比べて地元外からの雇用が大幅に減った。乗組員の半数が50歳以上で、若

年労働力が少なくなった¹⁰⁴。

(2) 昭和50年代

野母崎地区の漁業生産高は、昭和50年代前半は魚価の上昇もあって伸びたが、後半になると低迷に変わった。漁業者の高齢化、若年者・後継者の不足が目立つようになった。まき網は昭和50年代半ばに漁獲高が増加するが、脇岬地区に多い沖合一本釣りは燃油の高騰、資源の減少、労働力不足で衰退し、沿岸小漁業に縮小した。前掲表9によって漁業種類別漁労体数をみると、中型まき網は5、6統で推移し、すくい網は昭和50年代後半に再び増加している。魚種は、昭和50以降マイワシの資源回復が著しく、その漁獲割合が高まった¹⁰⁵。

漁協の販売事業でまき網関連をみると、地元船の地元水揚げは昭和50年代に急増して4億円台に達したが、50年代後半には減少に転じた。地元外水揚げも急増し、地元水揚げを超えて昭和56年には12億円に達した。魚価の高騰によるところが大きい。その後は減少する。員外船の水揚げは、昭和50年代になると急減して低水準となった。代わってすくい網による自給の採捕が増加した。すくい網は14隻（2~9トン）で、11~6月に小イワシ、キビナゴを漁獲する。1隻の乗組員は4~6人で、その漁獲高は200~300トン、2~3千万円であった¹⁰⁶。

昭和50年代半ばの中型まき網は野母地区3統、脇岬地区2統、樺島地区1統の6統であった。網船（19トン・100~150馬力）はFRP船（強化プラスチック船）か鋼船になった。運搬船4隻（11~19トン・70~130馬力）、灯船2隻（4、5トン・30~50馬力）、計7隻、35~37人乗りで構成されている。運搬船と灯船もFRP船となった。昭和40年代末と比べ、運搬船が大きくなっている。漁場は西彼沖及び橋湾で、時には五島近海にも出漁した。乗組員の年齢は40歳台、50歳台、60歳台が中心で若年者が少ない。同族経営で、とくに幹部船員は血縁関係者である。乗組員の中には農業や潜水漁業を兼ねる者もいた。

漁網はアジ網、サバ網（9~12月）、中羽・大羽イワシ網（12~3月）、小イワシ網（4~11月、シラス、カエリ、小羽イワシ用の3種類がある）の6張を持ち、季節、対象魚によって使い分けた。魚種はイワシ、アジ、サバの他に高級魚も漁獲され、野母港か長崎漁港に水揚げした。

長崎魚市場へ水揚げするのは鮮魚または養殖餌料向けで、地元水揚げは煮干し原料用である。地元水揚げも夜中に漁獲し、委託加工に出すものと、朝方漁獲して漁協で入札にかけられるものがある。1統の年間水揚げ高は2.0~2.5億円で、昭和40年代末に比べて倍増した。うち煮干し加工向けは3、4割である。漁業経費も上昇しているが、魚価が大幅に上昇して高い利益を得た。

乗組員の賃金は、最低保証給付き大仲歩合制で、最低保証給は7万円、または5万円+1日あたり航海手当1,000円である。平漁夫の月収は11万円前後で、昭和40年代末と比べると2倍余になったが、それでも若年労働力を吸収できなかった。乗組員間の配分は平漁夫を1.0人前として網船船長・漁労長が1.7人前ないし2.0人前、運搬船と灯船の船長が1.5人前、機関長は1.3人前としている。かつて船頭と呼ばれた漁

労長の職務給が減り、役職も簡略化して乗組員間の階層格差が縮小した。また、船前として運搬船と灯船に各1.0人前がつくようになった。加工業者などからの用船を考慮して船前で処理するようになった。会社が所有する場合は会社が船前を取得する。この他、乗組員にはおかずとして高級魚、自家消費分を先取りする副収入があった¹⁰⁷。「菜」の制度が続いていたともいえるが、全漁獲量に占める割合は極めて小さく、実態もおかずである。

2) 水産加工業の動向

(1) 昭和40年代

昭和40年代になると、水産加工に技術革新が押し寄せた。煮干し加工では燃料が石炭から重油へ、また乾燥機が導入されて天日乾燥から室内乾燥に変わった。そして女性従業員が大幅に減少した。昭和40年代の野母崎地区の煮干し販売高は1,500~2,000トンで推移している。昭和30年代は1,300トン止まりであったから、一段と高いレベルに達した。金額は2億円余から8億円ほどに跳ね上がった。まき網の漁獲高を上回る増加ぶりである¹⁰⁸。

水産加工経営体数(表9)は、煮干し加工が昭和40年の64から50年の38へと大幅に減少し、カマボコ製造は昭和40年の11から46年の6に減ったが、その後は横ばいになった。

水産加工業者の多くが漁業を兼業した。煮干し加工は野母と樺島地区で行われ、原料は地元水揚げの他、長崎魚市場からサバを仕入れて製造期間の延長を図ったり、丸干しや珍味加工も行なう経営体もあった。カマボコ製造は野母と脇岬地区で行われた¹⁰⁹。

昭和40年代末のまき網と煮干し加工との関係、煮干し加工の経営についてみよう。まき網は野母地区1統、脇岬地区2統、樺島地区2統であるのに、煮干し加工は野母地区17経営体、樺島地区22経営体である。脇岬地区には煮干し加工がないので、同地区のまき網は野母、樺島地区などに原料を供給した。煮干し加工はカタクチイワシを主原料とするが、カタクチイワシが獲れない9~5月はサバ節を製造した。原料のサバは長崎魚市場から仕入れる(漁協が入札権を持っている)。煮干し原料は地元船の水揚げの他、5、6月の盛漁期には員外船も水揚げした。員外船は西彼杵郡大瀬戸町(現西海市)、長崎市三重、土井首、深堀といった近隣のまき網船で、野母地区に朝方、水揚げし、入札にかけられる。夜中の水揚げはすべて地元船で委託加工にまわされる。地元船で朝方に水揚げする分は入札となる。地元船は委託が4割、入札が6割、員外船は入札なので、全体の8割が入札となる。加工能力は野母地区が高く、それで員外船は野母地区に水揚げした。まき網は親戚、知人ら5人ほどの加工業者と契約している。ほとんどの加工業者が委託加工を行ったが、入札だけの業者もいた。委託加工の加工料は、昭和46年にそれまでの相対から製品価格に見合った協定価格に変わった。すなわち、製品価格に歩留まりを掛けたものをまき網6、加工4の割合で分ける。こうすることで歩留まりを高め、まき網側は鮮度の高い原料の供給、加工側は高価格の製品作りへのインセンティブが働く。

原料魚の入札方法は昭和44年から変わった。樺島地区はそれまでであった入札量の上限(全加工業者に均等に原料が行き届くように)をはずし、野母地区は入札する魚倉(運搬船の魚倉は3つ)の順番を決めるようにして、入札、検量の時間と手間を少なくした¹¹⁰。加工業者の原料確保とまき網との共存を図りながらも、入札量の上限撤廃にみられるように加工経営の格差が拡大した。

(2) 昭和50年代

昭和50年代の水産加工経営体(表9)は、煮干し加工が36~38、カマボコ製造が6で安定している。水産加工は煮干しを主体としながらも削り節や塩干加工を取り入れる経営体が出てきたし、他地域からの原料調達、製造期間の延長、市場出荷、請負生産が始まった。煮干しの共同販売は、増加を続けて昭和54年には10億円を超えたが、その後は減少する。その動向は、地元船の地元水揚げの動向と軌を一にしている。

昭和50年代半ばの煮干し加工を階層別にみると、従業者数名の小規模業者は多いが、春から夏にかけて煮干し加工をするだけで、兼業種目がない。中位階層は、煮干しの他に秋から年末にかけて削り節を製造するもので、従業者は10人前後が多い。上位階層は、塩干加工と組み合わせており、15、16人が従事している。

加工業者がいない脇岬地区から野母、樺島地区に多くが働きに出た。従業者が不足するようになって乾燥機が導入されるようになった。乾燥機の導入によって大量加工、計画生産、乾燥時間の短縮、品質の均一化が進んだ。年間製造高は3,000万円~1億円で、金額が高いほど煮干し以外の加工もする¹¹¹。

8. まき網の漁獲変動と全体の要約

1) 長崎県のイワシ、アジ、サバの漁獲変動

長期的視点で、長崎県のイワシ、アジ、サバ漁獲量、煮干し生産量の推移をみておこう。図4で、大正元年から昭和50年までの長崎県のイワシ、アジ、サバの漁獲量の推移を示す。これら魚種の大部分がまき網(縫切網を含む)で漁獲されるので、まき網の漁獲変動を示すものといって良い。ただし、統計はイワシ類を一括した期間とマイワシ、ウルメイワシ、カタクチイワシに分けて表示している期間とがある。また、昭和25年までは属人統計(長崎県人の漁獲)であるのに、26年以降は属地統計(長崎県への水揚げ)である(昭和39年から属人統計もあるが、両方ある場合は属地統計を示した)。昭和30年代以降、県外・遠洋出漁が盛んになると県外水揚げが増え、属地統計と属人統計との差が急速に広がる。沿岸漁業としてのまき網、地元水産加工との結びつきが強い野母崎地区を念頭に置くので、長崎県海域で漁獲したとみられる属地統計(県外船が長崎県に水揚げすることは少ない)を利用した。

特徴は、昭和20年代までまき網漁獲量のほとんどがイワシ類、なかでもマイワシが圧倒的に多かった。そのマイワシの漁獲量は、大正中期、昭和10年代前半、昭和20年代半ばを頂

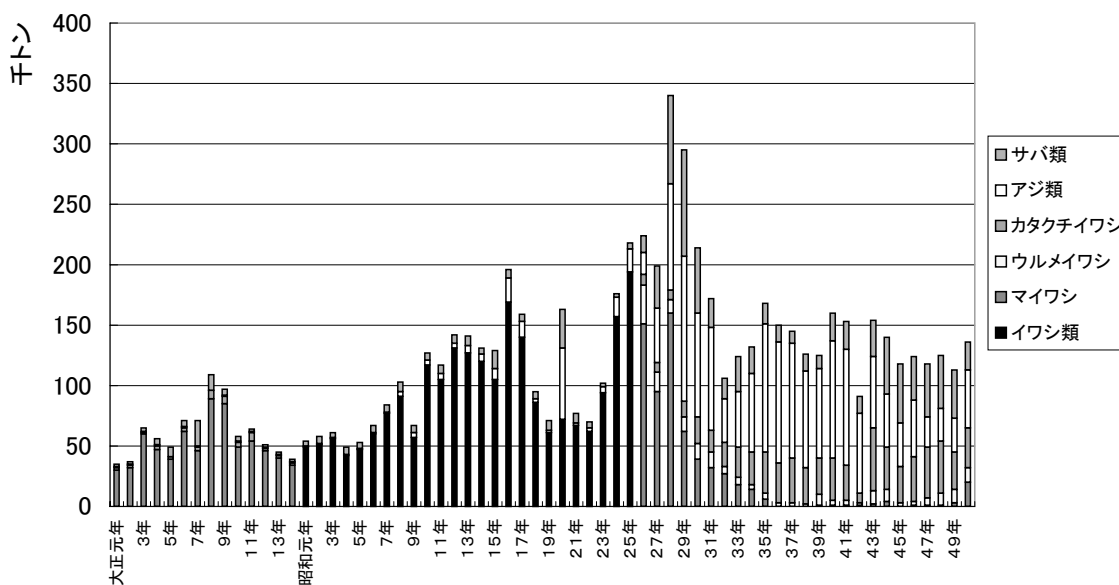


図4 長崎県のイワシ、アジ、サバ漁獲量の推移

資料：農林省統計情報部・農林統計研究会編『水産業累年統計 第3巻都道府県別統計』（昭和53年，農林統計協会）
 注：昭和25年まで属人統計，26年以降属地統計

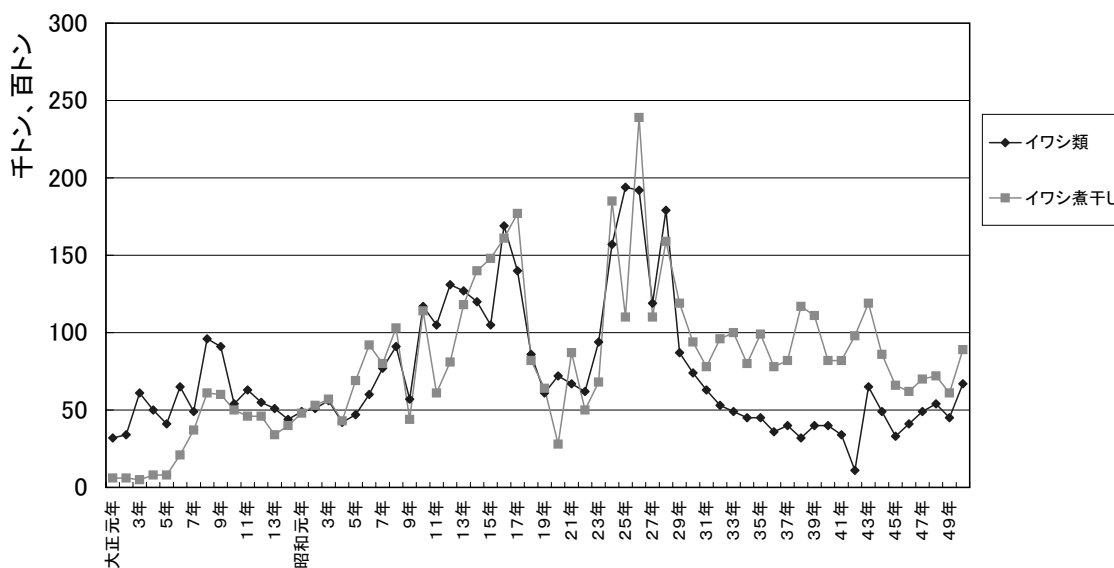


図5 長崎県のイワシ類漁獲量とイワシ煮干し生産量の推移

資料：農林省統計情報部・農林統計研究会編『水産業累年統計 第3巻都道府県別統計』（昭和53年，農林統計協会）
 注：イワシ類漁獲量は昭和25年まで属人統計，26年以降は属地統計。イワシ類漁獲量の単位は千トン，イワシ煮干しは百トン。

点として周期的な増減を繰り返した。それは、漁船の動力化と大型化，魚探や化学繊維網の導入などの技術革新，経済の好不況，太平洋戦争の打撃，食糧事情によって変化する漁獲努力量の反映である以上に，資源変動の現れである。マイワシ資源は昭和30年代に入ると全く姿をみせなくなり，50年代に復活してくる（属人統計では40年代から急増する）。ウルメイワシの漁獲は少なく，変動も小さい。マイワシの減少に代わって昭和20年代末からカタクチイワシが急増し，イワシ類の中心をなした。煮干し原料は，この時からマイワシからカタクチイワシ主体に変化した（50年代には再びマイワシ主体になる）。昭和30年代の1艘まきから縫切網への回帰，す

くい網の隆盛といった沿岸性の強い漁業が中心となった背後にイワシ類の魚種交替があった。

昭和20年代後半のマイワシ不漁を受けて，県外・遠洋出漁によって30年代はアジ類，40年代はアジ類とサバ類の漁獲が大幅に増える（30年代後半から東シナ海・黄海での漁場開発を進めながら，40年代前半に三陸沖のサバ漁に進出し，両者を組み合わせた操業形態がとられる）。ただ，この図は県内水揚げだけなので，総水揚げ高は頭打ちとなっている。

続いて図5で長崎県のイワシ類漁獲量（単位は千トン）とイワシ煮干し生産量（単位は百トン）の推移を示した。煮干し加工は大衆社会が現出した大正中期に始まったこと，経済

が活況を呈する昭和10年代前半に急増したが、太平洋戦争中は漁獲の減少と食糧向けが優先して急減したこと、戦後は昭和20年代半ばにピークを形成し、30年代、40年代は比較的安定したこと、がわかる。イワシ類漁獲量との対比でいうと、煮干し生産量はイワシ漁獲量の約10分の1で並行するように推移しており、生から煮干しになるまでの歩留まりを考えると、煮干し加工は常に最も重要なイワシの需要先であったといえる。マイワシの漁獲量が減少し、カタクチイワシが主体となる昭和30年代には煮干し生産の割合が高まっている。その理由として、カタクチイワシは煮干し原料に適しており、マイワシに比べてその他の利用が少ないこと、技術革新と規模拡大によって生産性が向上したこと、何よりも煮干し価格が鮮魚価格を大幅に上回ったことがあげられる。煮干し価格の高騰によって、野母崎地区の煮干し加工が堅調に推移するようになり、それが沿岸まき網を支え、すくい網による原料補給を強めていったのである。

イワシの資源変動に対する行政対応は、戦後の昭和20年代に集中的に現れている。すなわち、食糧難の時代にイワシ資源が増加すると、漁船建造資金の低利融資を始めとする増産奨励がとられ、イワシ資源が減少するとマッカーサー・ラインの撤廃もあって漁場の沖合・遠洋化や漁業転換を推進している。制度面では漁業調整が中心施策であった。光力規制は他の沿岸漁業との調整、旋網漁業取締規則では漁業間、地域間調整が図られた。一方、産卵期の禁漁などの措置もあったが、資源変動の激しい小型浮魚に対する資源管理意識は希薄であった。

2) 全体の要約

かつて「あぐり王国」と称された長崎県のまき網漁業、とくに沿岸まき網漁業の展開過程を主産地の野母崎地区を事例に検証した。対象時期は、漁船動力化が本格化する昭和恐慌期から大きな盛衰を経て小康状態に至る昭和40年代・50年代までとした。

(1) 動力化以前のまき網漁業

野母崎地区にイワシ揚繰網、巾着網が導入されたのは明治30年代で、縫切網に代わってイワシ漁業の中心漁法となった。明治末から大正初期にかけてカツオ漁業及びカツオ節製造が衰退すると、イワシ漁業は同地区の主幹漁業となり、大正期に煮干しが大衆に広まってイワシ加工も盛んとなった。同じ野母崎地区でも村によって対応が分かれ、野母村はカツオ漁業からイワシ漁業への転換があり、脇岬村はカツオ漁業がサンゴ採捕に転換してイワシ漁業の発達が遅れた。樺島村は外来船が水揚げするイワシを使った目刺し加工に特化し、製品は汽船で大阪方面に販売された。イワシ加工は家庭内副業から専業経営が台頭してきた。

第一次大戦後にまき網経営が悪化すると、大正末に長崎県水産試験場が漁船の動力化、電気集魚灯の利用、網地のコーラル染料を試み、省力化、生産性の向上を図った。

(2) 昭和恐慌後から日中戦争まで

まき網漁船の動力化は、昭和恐慌後の激しいインフレの下で急速に進み、昭和10年頃、まき網漁業は戦前のピークを形

成した。漁船の動力化によって生産力は飛躍的に高まり、大羽イワシを漁獲できるようになって漁期も延長した。脇岬村や樺島村もまき網を主幹漁業とするようになり、長崎市からの地元外船も野母崎地区を根拠とするようになった。無動力の縫切網は衰退した。樺島村のまき網はイワシ加工業者の共同経営が主力となった。まき網の隆盛はイワシ資源の増大期にあたっており、イワシ加工では煮干し加工が中心になり、煮干しの共同販売体制が整備された。

(3) 戦時統制期

日中戦争から太平洋戦争へと戦争が続くなか、漁船や乗組員の徴用、漁業用資材の不足と統制、鮮魚及び水産加工品の統制で、イワシ漁業、イワシ加工は縮小した。とくに燃油の不足と価格高騰が操業を規制した。食糧不足のもとで、イワシの肥料向けが食用向けに切り替わった。

(4) 昭和20年代

昭和20年代前半は、戦後統制と食糧増産政策の下でイワシ漁業は急速な復興を遂げ、戦前期のそれを凌駕して「あぐり王国」を形成した。しかし、昭和20年代後半はイワシ不漁が現れて反転、衰退に向かう。

戦後の急速な復興は、戦前の船団が復活したことの他に長崎市からの地元外船が急増したことによって実現した。戦後統制期はリンク制で最小限の物資の入手と漁獲物の供出を果たしながら、それ以上は「闇市場」を利用して利益をあげた。漁獲物は鮮魚、煮干し、カマボコ用に向けられ、カマボコの製造・販売は重要な副収入源となった。昭和20年代後半に市場経済が復活すると、漁獲物の出荷先が選択され、魚市場ではセリ・入札制が復活した。イワシ加工品の出荷は、漁協及び県漁連の共同販売に乗るようになり、カマボコ製造は、大羽イワシの漁獲減と食糧事情の好転で衰退した。

昭和20年代は漁業技術革新の時代でもあった。昭和20年代後半になると、イワシの不漁を契機に漁船の大型化・高馬力化、運搬船の増強、魚群探知機、合成繊維網、無線電・電話の普及で生産力が飛躍的に高まり、沖合・遠洋出漁を助長した。漁獲物はイワシに代わってアジ、サバの割合が増えた。操業形態も大きく変化した。

戦後の野母崎地区のまき網を特徴づけたのは漁民労働組合の結成とその活動であった。野母村漁民労働組合が先駆的、先進的で樺島村、脇岬村ばかりでなく、全国の漁民労働運動に大きな影響を及ぼした。労働組合の活動は、労働条件に関する事項だけでなく、行政、漁業会（漁協）の運営、漁村生活の整備にもかかわった。労働協約では、分配方法は最低保証給付き大仲歩合制がとられたが、復興期には配分率の引き上げ、「落とし」、「菜」といった補助的分配、最低保証給の引き上げ、経営の透明化が実現している。不漁期に入ると、労働条件は後退し、船主取り分の増加及び先取りで再生産の確保と最低保証給の引き上げによる生計維持が優先し、さらに組合側が船主と経営協議をするようになった。賃金の未払いが常態化し、ついには経営倒産とともに労働組合も解体した。

また、漁業は歩合制賃金形態をとるために、乗組員は共同経営者なのか、労働者なのかをめぐって、具体的には事業税

を課すことの是非をめぐって、裁判で争われた。地裁、高裁ともに乗組員は労働者であって、事業税の賦課は不当であると審判している。

昭和20年代後半のイワシ不漁で漁場の沖合化、県外出漁が始まると、漁業調整の必要から旋網漁業取締規則が制定され、知事許可漁業と広域漁場で操業する大臣許可漁業とに分けられた。長崎県の許可方針は、当初は増トンによる沖合化を認めたが、県外出漁が不振になるとトン数の抑制に向かった。

(5) 昭和30年代

昭和30年代にまき網経営体の多くが倒産するなかで、一方では沿岸性の縫切網が復活し、マイワシに代わって増加したカタクチイワシを漁獲するようになった。縫切網は2艘まきであり、従来のまき網船主とは入れ替わり、加工業者主体の経営となった。加工原料を補給するためすくい網も普及した。このように沿岸まき網は大きく構造変化した。他方、一部は漁船を鋼船とし、ディーゼルエンジンを備え、大型化・高馬力化し、運搬船を増強して山陰沖出漁、東シナ海出漁に活路を求めた。しかし、県外出漁もイワシの不漁、入漁規制の強化で終息し、東シナ海出漁は大手水産会社の地元外船に限られた。

煮干し加工は経営体の淘汰が進む一方、価格の高騰、共同販売事業の確立で製造・販売高は急伸長した。原料確保に努める一方、原料のカタクチイワシは漁期が短いので、塩干加工を取り入れる経営体が増えた。

(6) 昭和40年代・50年代

昭和40年代、50年代のまき網は高度経済成長の下で、遠洋出漁は消滅したが、近海操業は経営体数が安定し、漁獲量は変動しながらも金額は上昇を続けて、安定期に入った。まき網は、労働力不足の対応と生産力を高めるために再び縫切網から1艘まきに転化した。乗組員の不足、高齢化が顕在化した。漁船をFRP化し、運搬船を増強して、長崎魚市場への鮮魚、餌料魚水揚げを強めた。漁獲物は長崎魚市場水揚げと煮干し原料の地元水揚げに2分され、地元水揚げは委託加工と漁協入札に分かれ、委託加工の加工料は製品販売額に比例した歩合制になった。加工経営体は煮干し加工のみの経営体と塩干加工と組み合わせて周年稼働する経営体に分化した。乾燥機の導入で、生産性が高まった。

注

- 1) 山本三郎「長崎県に於ける鯷揚繰網漁業の概況」『長崎県鯷揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』(長崎水産新聞社)前76, 77頁。
- 2) 実業教育振興中央会『漁労 三』(昭和19年, 実業教科書)61頁。他の文献では次のように説明している。揚繰網は魚群を包囲した後、網の両端から船内に繰り込むと同時に網裾についている引手綱を引いて網の下辺を素早く引き寄せることに対し、巾着網は網裾の縮網を締めることで魚群が下方に逃げるのを防ぐ。漁法上の違いから揚繰網は漁網の形が長方形であるのに対し、巾着網は長方

形の下辺部が短くなっている。だが、揚繰網も環、縮網、分銅を取り付けるようになって両者の区別が困難になった。漁網の形状も巾着網と同じになった。なお、揚繰網は漁網を漁船の中央部に積載し、舷側から投網することに対し、巾着網は船尾に搭載して、船尾から投網することで区別することもある。『漁船動力化前におけるあぐり・巾着網漁業技術の発達』(昭和37年11月, 水産庁水産資料館)45, 46頁

- 3) 前掲『漁労 三』73頁。
- 4) 「鯷巾着網試験」『長崎県水産試験場事業成績紀要』(明治38年8月)4~6頁, 吉木武一編著『奈良尾漁業発達史』(1983年, 九州大学出版会)54, 55頁。
- 5) 山中要七『漁師の遺文 野母の漁業史』(昭和56年6月, 自費出版)40頁。
- 6) 東洋日の出新聞 明治42年10月19日。
- 7) 齊藤三郎「長崎県に於ける片手廻揚繰網漁業の起こりとその当時の状況について」前掲『長崎県鯷揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』前52~56頁。
- 8) 「片手廻巾着網漁業試験」『大正11年度 長崎県水産試験場事業報告』1~8頁, 「鯷片手廻巾着網漁業試験」『大正十二年度 長崎県水産試験場事業報告』14~16頁, 「大羽鯷片手廻巾着網漁業試験」『大正十三年度 長崎県水産試験場事業報告』31~34頁, 「鯷片手廻巾着網漁業試験」『大正十四年度 長崎県水産試験場事業報告』7~9頁, 「鯷片手廻巾着網漁業試験」『大正十五年 長崎県水産試験場事業報告』6~9, 24~26頁。水産試験場の船には後甲板にデリック(縮網を吊り上げるクレーン), ウィンチに連動したサイドローラー, ターンテーブルがついていた。
- 9) 前掲『漁師の遺文 野母の漁業史』41頁。
- 10) 内野栄一郎「揚繰網漁業の行方—妄想の巻」『水産部報 第6号1951』(昭和26年6月, 長崎県水産部)39頁。
- 11) 長崎県教育会『水産教科書 巻一』(昭和5年, 六盟館)21~28頁, 長崎県『産業方針調査書』(大正15年)102頁, 前掲「鯷片手廻巾着網漁業試験」1~8頁, 睦満洋「長崎県鯷揚繰網漁業の経営(一)」『水産部報 第1号1954』(昭和29年1月)20, 21頁。
- 12) 『長崎県水産年鑑 1950』(1950年, 時事通信社)116, 117頁。
- 13) 志村賢男「根拠地市場における商人利潤—長崎, 揚繰網漁業について—」『漁業経済研究 第6巻第4号』(1958年4月)19頁。
- 14) 「現勢調査等」(野母崎町役場所蔵)
- 15) 『昭和八年版 動力附漁船々名録』(農林省水産局)416, 417頁。
- 16) 農林省水産局『動力附漁船々名録』(昭和12年, 東京水産新聞社)564, 565頁。
- 17) 長崎県自治調査センター編『長崎県年輪 県南編』(昭和54年, 同センター)219頁, 「野母村漁業組合訪問記」『漁業組合葉 第20号』(昭和11年11月, 長崎県水産課)

- 18) 農林省水産局『鯉揚繰網漁業ニ関スル調査書 (一)』(昭和14年12月) 62~82頁。
- 19) 前掲「野母村漁業組合訪問記」, 三浦郁夫「野母村水産加工業の変遷と現状 (二)」『漁協 第56号』(昭和28年11月, 長崎県漁連) 7, 8頁。
- 20) 『西彼杵郡樺島村郷土誌』(大正7年9月, 樺島尋常高等小学校), 前掲『長崎県年輪 県南編』234頁。
- 21) 「揚繰漁業用燃油の増配」『長崎之水産 第37号』(昭和16年4月, 長崎県水産会) 13~15頁。
- 22) 「燃油の増配を陳情す 揚繰網関係の団体組合より」『長崎之水産 第62号』(昭和18年5月) 10, 11頁。
- 23) 「水産物の販売統制規則」『長崎之水産 第41号』(昭和16年8月) 13~17頁。
- 24) 「本県の鮮魚介配給統制規則」『長崎之水産 第44号』(昭和16年11月) 17~26頁。
- 25) 『魚介類の生産出荷配給に関する実情調査』(昭和18年1月, 帝国水産会) 334, 335頁。
- 26) 「本県揚繰網組合力強く誕生す」『長崎之水産 第39号』(昭和16年6月) 2~6頁, 「揚繰網漁業統制組合と改称」『長崎之水産 第51号』(昭和17年6月) 24, 25頁, 「鯉網漁業労務者ノ賃金協定」『長崎之水産 第65号』(昭和18年8月) 12, 13頁。
- 27) 「集魚灯で意見交換」『長崎之水産 第46号』(昭和17年1月) 21頁。
- 28) 前掲『長崎県鯉揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』中95, 116頁。
- 29) 前掲「野母村水産加工業の変遷と現状 (二)」7, 8頁。
- 30) 『昭和23年版 長崎県水産年鑑』(昭和23年, 九州民論社) 46, 47頁。
- 31) 水産研究会『旋網漁業経営調査』(昭和33年3月, 農林漁業金融公庫) 12, 13頁。昭和22年1~11月の長崎市の小売価格は, 生イワシ(100匁)の公定価格は1円90銭から5円25銭に引き上げたが, 闇価格は10円から13円40銭に高騰した。煮干しの公定価格は10円30銭から21円80銭に上げたが, 闇価格は15円から44円16銭に急騰している。前掲『昭和23年版 長崎県水産年鑑』78, 79頁。
- 32) 中央労働学園大学『長崎県西彼杵郡野母村に於ける鯉揚繰網労働調査報告』(昭和27年1月, 水産庁) 51, 52頁。
- 33) 同上, 41頁。
- 34) 前掲『昭和23年版 長崎県水産年鑑』28~35頁。
- 35) 前掲『長崎県水産年鑑 1950』185, 196頁。
- 36) 岩田孝明編『高田萬吉伝』(昭和34年10月, 高田萬吉伝刊行会) 313~316頁。
- 37) 前掲『長崎県鯉揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』中76~132頁。
- 38) 「まき網漁業許可名簿 (昭和二十九年十二月)」『水産部報 第12号1954』(昭和29年12月) 313~316頁。
- 39) 『水産名鑑 長崎山口山陰九州綜合版 最新版 昭和29年編集』104~113頁。
- 40) 水産課「鯉揚繰網漁業の進歩」『水産部報 第10号1951』(昭和26年10月) 26頁。
- 41) 焼玉は昭和23年は92%を占めたが, 27年は50%, 29年は44%と急速にその割合を低下させた。代わってディーゼルは昭和23年は1%に過ぎなかったが, 27年には38%となり, 29年は焼玉を上回る45%となった(その他は電気着火など)。前掲『長崎県水産年鑑 1950』33, 35頁。
- 42) 前掲『長崎県西彼杵郡野母村に於ける鯉揚繰網労働調査報告』163, 164頁。
- 43) 三菱重工業(株)長崎造船所 竹沢五十衛・渡辺恭二・高山茂俊「造船学的に見た片手巾着網漁船に就て」前掲『長崎県鯉揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』前191~193頁。
- 44) 前掲『長崎県水産年鑑 1950』117, 118頁。
- 45) 『漁具漁法近代化の研究 第1部 漁労工程に近代技術導入の及ぼせる影響とその問題点』(昭和28年3月, 水産研究会) 62~66頁, 前掲『旋網漁業経営調査』18~20頁。
- 46) 前掲『漁具漁法近代化の研究 第1部 漁労工程に近代技術導入の及ぼせる影響とその問題点』52~62頁。
- 47) 前掲『長崎県水産年鑑 1950』351, 351頁。昭和30年の長崎県のまき網の機器装備率は, 網船は魚探74%, 方探54%, 無線電信47%, 無線電話53%, 運搬船は36%, 3%, 35%, 29%, 灯船は13%, 0%, 2%, 2%であった。前掲『旋網漁業経営調査』100頁。
- 48) 増田忠彦「長崎県における揚繰網漁業経営の現状とその振興策」(昭和27年度長崎大学水産学部卒業論文)
- 49) 前掲『漁具漁法近代化の研究 第1部 漁労工程に近代技術導入の及ぼせる影響とその問題点』28~51頁, 野母崎町・長崎県水産試験場『野母崎町沿岸漁業調査 第一冊 漁村調査 (樺島を主とした調査)』(昭和32年3月) 47, 48, 52頁。
- 50) 前掲『漁具漁法近代化の研究 第1部 漁労工程に近代技術導入の及ぼせる影響とその問題点』28~51頁。
- 51) 川島志郎・山本泰彦・榎山和夫・村瀬恒男「東京水産大学漁業実習報告書 鯉揚繰網漁業 長崎漁業(株)」(昭和27年12月) 東京海洋大学図書館所蔵
- 52) 前掲『長崎県西彼杵郡野母村に於ける鯉揚繰網労働調査報告』8~16頁。
- 53) 長崎県鯉網漁業振興対策委員会「長崎県に於けるイワシ揚繰網漁業経営の現況」『水産部報 第5号1953』(昭和28年5月) 1~10頁。
- 54) 前掲『奈良尾漁業発達史』156, 157頁。
- 55) 前掲『長崎県鯉揚繰網大観 昭和二十四年十月現在の現勢』中89~91, 131頁。
- 56) 前掲『長崎県水産年鑑 1950』272頁。
- 57) 長崎県労働基準局給与課『野母半島における漁業労働者の属性調査』(昭和27年3月)
- 58) 前掲『奈良尾漁業発達史』152, 153頁。
- 59) 前掲『長崎県西彼杵郡野母村に於ける鯉揚繰網労働調査報告』103~106頁。
- 60) 同上, 106~114頁。
- 61) 同上, 145~147頁。

- 62) 「旋網漁業とその経営(Ⅲ)」『水産調査月報 No.18』(1954年2月,水産庁調査研究部)17~19頁。
- 63) 「野母村漁民労働組合の労働協約締結」長崎県労働部労政課編『労働情勢 1954』124,125頁。
- 64) 「労働協約」(鹿児島大学水産学部海洋社会科学専攻中橋文庫)
- 65) 前掲『長崎県西彼杵郡野母村に於ける鰹揚繰網労働調査報告』151~154頁。
- 66) 長崎地方労働委員会編『長崎労働組合運動史(続)』(昭和29年4月)16~20頁。
- 67) 「樺島漁民労働組合」前掲『労働情勢 1954』123,124頁。
- 68) 長崎県水産商工部・長崎県揚繰網漁業緊急対策協議会『長崎県めぐり経済の現況』(昭和32年4月)22,23頁。
- 69) 「労働協約書と覚書」(長崎大学水産学部海洋社会科学研究室所蔵)。同協約は前掲『長崎県水産年鑑 1950』374,375頁に収録されている。
- 70) 前掲『長崎県年輪 県南編』224頁。
- 71) 前掲『野母半島における漁業労働者の属性調査』
- 72) 「第二種事業税賦課処分取消請求事件の控訴取下げに関する請願書」前掲『長崎県西彼杵郡野母村に於ける鰹揚繰網漁業労働調査報告』所収。
- 73) 前掲『長崎県水産年鑑 1950』375,376頁。
- 74) 「漁業における歩合制に関し網主と網子は共同経営なりとの見解により網子に事業税を課したることに付ての訴訟の判決例」(福岡高等裁判所,昭和27年1月19日)長崎大学水産学部海洋社会科学研究室所蔵。
- 75) 前掲『長崎県水産年鑑 1950』223,224頁。
- 76) 長崎県水産試験場『沿岸漁業集約経営調査 野母崎町水産加工業の現況と問題点』(昭和34年8月)9,10頁。
- 77) 前掲「野母村水産加工業の変遷と現状(二)」7,8頁
- 78) 長崎県漁業協同組合連合会「30年のあゆみ」編集委員会『30年のあゆみ』(昭和55年,長崎県漁連)257~260頁。
- 79) 長崎県鰹網漁業振興対策委員会「鰹網漁業振興計画」『水産部報 第6号1953』(昭和28年6月)4~17頁,長崎県「長崎県鰹網漁業振興第一次実施計画」『水産部報第8号1953』(昭和28年8月)3~10頁,
- 80) 『長崎県揚繰網漁業振興対策 第1編』(昭和31年3月,長崎県水産商工部)1,2頁,『長崎県水産要覧 1955』(長崎県水産商工部)38,39頁,前掲『長崎県めぐり網漁業の現況』137~147頁。
- 81) 浜島謙太郎「長崎県揚繰網漁業発達史」『水産ながさき』(昭和33年2月,長崎県水産振興会)52~59頁。
- 82) 渡辺武彦「長崎県近代漁業発達誌(十六)機船片手廻し揚繰網漁業」『海の光 No.158』(1965年7月,長崎市水産振興協会)32,33頁,水産庁編『旋網漁業』(昭和31年,水産週報社)77~80,115,116頁,前掲『長崎県めぐり網漁業の現況』136頁,前掲『旋網漁業経営調査』115,116頁,水産事情調査所『山陰沖サバ巾着網漁業入会紛争調査』(1955年6月,水産庁)24,25頁。
- 83) 前掲『漁師の遺文 野母の漁業史』42,43頁。
- 84) 前掲『旋網漁業』17~21,28,29頁,水産庁編『漁業関係法令集 1960年版』(昭和35年,水産週報社)278,279,365頁,森田勝人「戦後の復興からまき網漁業取締り規則の制定に至るまで」前掲『全国まき網漁業協会拾年史』221~227頁,『水産年鑑 昭和29年版』(水産週報社)186~194頁,『水産年鑑 昭和30年版』174~180頁,『水産年鑑 昭和31年版』181~188頁。
- 85) 本荘正「指定漁業制度の創設」前掲『全国まき網漁業協会拾年史』236頁。
- 86) 「西部日本海々区特殊まき網漁業調整方針」『水産部報第9・10号合併号1952』(昭和27年10月)28頁。
- 87) 『西日本の沿岸漁業 II まき網漁業・縫切網漁業・地びき漁業・船びき網漁業・敷網漁業』(昭和43年1月,水産庁福岡漁業調整事務所)9~12頁,「漁業許可及び認可方針」(昭和52年3月,長崎県水産部)
- 88) 前掲「長崎県近代漁業発達誌(十六)機船片手廻し揚繰網漁業」33,34頁。
- 89) 「長崎県中・小型まき網漁業許可名簿(昭和38年4月1日現在)」(長崎県揚繰網漁業協同組合)。なお,高度経済成長に伴う漁村人口の減少,労働力不足でまき網の省力化が求められ,長崎県水産試験場は小型まき網の機械化,とくに揚網と網の整理作業の機械化を検討している。『縫切網省力試験』(昭和39年12月,長崎県水産試験場)9,10頁。
- 90) 「昭和34年8月 五島西方海域漁場出漁旋網漁船名簿」(日本遠洋旋網漁業協会)。昭和32年末の大型まき網は2統で,漁場は東経130度以西,指定中型は2統で,漁場は西部日本海及び九州西部となっている。「昭和32年12月31日現在 特殊まき網漁業許可名簿」(水産庁漁政部漁業調整第一課)
- 91) 各年「西日本地区旋網漁船名簿」(日本遠洋旋網漁業協同組合)
- 92) 徳山宣也編著『大洋漁業長崎支社の歴史』(平成7年,自費出版)157,172,188~190,205~206,261~264,277~281,291~295頁。
- 93) 高橋信也「野母崎町野母・脇岬両地区の漁業の考察」(昭和41年度長崎大学水産学部卒業論文)
- 94) 達利昭氏談,野母崎町・長崎県水産試験場『野母崎町沿岸漁業の現況と問題点』(昭和34年3月)57頁。
- 95) 前掲『野母崎町沿岸漁業調査 第一冊漁村調査(樺島を主とした調査)』33,34頁。
- 96) 前掲『野母崎町沿岸漁業の現況と問題点』59頁,長崎県水産試験場『対馬暖流漁村実態調査報告書 長崎県西彼杵郡野母崎町樺島』(昭和32年3月)。
- 97) 長崎県水産試験場『野母崎町沿岸漁業の構造改善資料一沿岸漁業集約経営調査経営分析第2号一』(昭和36年2月)40,42頁。
- 98) 各年版『野母崎町町勢要覧』
- 99) 長崎県漁政課「長崎県中小型まき網漁業許可名簿」,「大

中型まき網漁業許可名簿」, いずれも昭和40年11月現在。

- 100) 岡部修二氏談。
- 101) 昭和41～44年「西日本地区旋網漁船名簿」(日本遠洋旋網漁業協同組合)。
- 102) 西本福男「まき網の漁況について」『東海・黄海のアジ, サバ漁業とその資源』(1968年1月, 長崎県水産試験場) 1, 36頁。
- 103) 田中芳行『長崎県高等学校教育研究会水産部会研究報告 第12号 長崎市周辺における一般知事許可まき網漁業の実態について』(昭和50年12月) 15, 16, 22頁。
- 104) 田畑喜代男「旋網漁業再生産構造と雇用労働力の存在形態に関する考察」(昭和52年度長崎大学大学院水産学研究科修士論文)
- 105) 浅見忠彦・岸田周三「東シナ海および九州周辺漁場」日本水産学会編『イワシ・アジ・サバまき網漁業』(1977年, 恒星社厚生閣) 104頁。
- 106) 各年版『野母崎町町勢要覧』
- 107) 末永実「野母崎町まき網漁業の経営形態」(昭和55年度長崎大学水産学部卒業論文), 岡部浩一「煮干し加工業の原料需給構造—野母崎町を事例として—」(昭和57年度長崎大学水産学部卒業論文)
- 108) 各年版『野母崎町町勢要覧』
- 109) 藤岡稔氏談, 長崎県水産部『市町村別加工種別水産加工経営体表 (昭和40年10月1日現在)』, 前掲『自然の魅力そして人の和—野母崎町町勢診断報告書—』63頁。
- 110) 青塚繁志「特殊商品市場の動向 (沿岸鮮魚貝市場の実態5)」『長崎大学水産学部研究報告 第40号』(昭和50年12月) 103～106頁, 吉木武一「長崎県におけるまき網漁業経営」『まき網漁業の経済構造—多獲性魚を中心とした—』(昭和59年3月, 大日本水産会) 154～157頁。
- 111) 前掲「煮干し加工業の原料需給構造—野母崎町を事例として—」